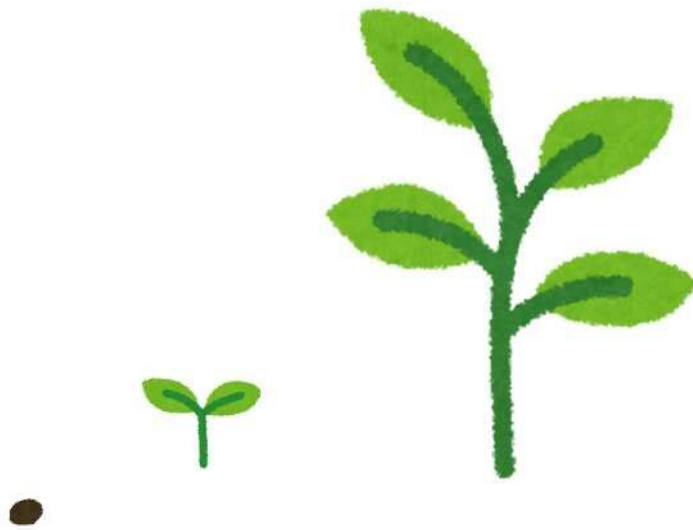


精神障害のある方とご家族のための

医療と福祉のしおり



葛飾区健康部保健予防課

目次

1	精神障害者保健福祉手帳	
1	精神障害者保健福祉手帳	1-1
	対象となる方	1-1
	申請手続き	1-2
	申請窓口／郵送での手続き	1-3
	手帳の有効期間	1-4
	精神障害者保健福祉手帳を用いて受けられる 主なサービス・支援（一覧）	1-5
2	心身障害者福祉手当	1-6
	対象となる方	1-6
	事業内容	1-6
	申請手続き	1-6
	申請窓口	1-7
2	医療費助成（自立支援医療など）	
1	自立支援医療（精神通院）	2-1
	制度の概要／対象の医療機関／対象となる疾病	2-1
	自己負担の軽減	2-2
	申請手続き	2-3
	申請窓口	2-5
	郵送での手続き／自立支援医療受給者証をお持ちの方へ	2-6
2	心身障害者医療費助成制度（マル障）	2-7
	対象となる方／申請窓口	2-7
	申請に必要なもの	2-8
	事業内容／健康保険が変わったとき／受給者証の返還	2-9
	受給者証の再交付が必要なとき	2-10
3	小児精神病医療費助成制度	2-11
	制度の概要／対象となる方／対象となる疾病の範囲	
	申請手続き／申請窓口	



3 生活の援助

1 精神障害者移動支援事業

対象者となる方／事業の内容／事業の対象にならないもの..... 3-1

申請窓口／サービス提供事業者..... 3-2

利用可能時間・有効期限／利用者負担..... 3-2

2 税金の減額・免除..... 3-3

3 都営交通乗車証の発行..... 3-4

4 都内路線バスの運賃の割引..... 3-4

5 旅客鉄道等運賃の割引..... 3-5

6 都営住宅の入居、特別減額及び使用承継制度..... 3-6

7 都立施設の無料利用..... 3-6

8 都立公園内駐車場の無料利用..... 3-6

9 休養ホーム利用料の助成..... 3-7

10 NTT電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）..... 3-7

11 携帯電話の割引利用..... 3-7

12 NHK放送受信料の減免..... 3-7

13 駐車禁止規制の除外..... 3-7

14 航空旅客運賃の割引..... 3-8

15 葛飾区施設使用料等の減免..... 3-8

16 タクシー運賃の割引..... 3-8

17 生活保護の障害者加算（1級及び2級）..... 3-8

18 障害年金..... 3-8

19 葛飾区成年後見センター（社会福祉協議会）..... 3-10

4 障害者総合支援法の福祉サービス

障害福祉サービスの体系..... 4-1

サービス費用..... 4-2

申請手続き／申請窓口／

申請からサービスが利用できるまでの流れ..... 4-3

1 相談支援事業所（区内）..... 4-4

特定相談支援事業者

一般相談支援事業者／地域移行支援／地域定着支援..... 4-5

2 地域活動支援センター..... 4-5

3 共同生活援助（グループホーム）..... 4-6

4 自立訓練（生活訓練）..... 4-6

5 就労支援..... 4-7

6	福祉サービスの検索サイト.....	4-9
	福ナビ/WAMNET（ワムネット）	
5	就労相談	
1	障害者就労支援センター.....	5-1
2	ハローワーク（公共職業安定所）.....	5-2
6	こころの健康相談と医療	
1	こころの健康相談（精神保健相談）.....	6-1
	保健センターの所管区域	
2	精神保健福祉相談（こころの健康相談）.....	6-2
3	夜間こころの電話相談.....	6-2
4	こころの体温計.....	6-2
5	精神科夜間休日救急診療.....	6-3
6	精神科・心療内科 医療機関名簿.....	6-3
7	「わたしの便利帳」抜粋関連情報をお届けします	
	● 区役所などの施設（P65-68、P72）	
	区役所／区民事務所・区民サービスコーナー／健康部（保健所）・保健センター	
	／ウェルピアかつしか／ウィメンズパル／健康プラザかつしか	
	● 障害のある方への支援（P97- P103、P105）	
	● 生活の援助（P117-P118）	



「葛」の字の不思議（区ホームページ<http://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000074/1005533.html>）

葛飾区の「葛」の字は「人」という文字が入るのが正しい表記です。ホームページ上の字体の表示はユーザ側のマシンに依存するので、「匕」と表出される場合もあります。

1 精神障害者保健福祉手帳

1 精神障害者保健福祉手帳

障害のある方が、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るために、手帳を持っている方に様々な支援策が講じられています。

対象となる方

何らかの精神疾患（てんかん、発達障害などを含みます）により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象としています。

統合失調症、うつ病、双極性障害などの気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒またはその依存症、高次脳機能障害、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）、その他の精神疾患（ストレス関連障害等）

※手帳を受けるためには、その精神疾患による初診から6か月以上経過していることが必要になります。

※ICD-10コードF7（精神遅滞）が主病名の場合は精神障害者保健福祉手帳の対象になりません。

※知的障害と精神疾患を両方有する場合は、愛の手帳と精神障害者保健福祉手帳の両方の制度の対象になる場合があります。

精神障害者保健福祉手帳の等級は、1級から3級まであります。

1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（概ね障害年金1級に相当）
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（概ね障害年金2級に相当）
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの（概ね障害年金3級に相当）

※精神保健福祉手帳の判定は、東京都が行っています。

東京都立中部総合精神保健福祉センター 精神障害者保健福祉手帳担当 ☎03-3302-7739

申請手続き（必要なもの）

1. 申請書

東京都指定の複写式用紙は「申請窓口（1-3頁）」にご用意しています。

2. 手帳に貼付する写真

縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影の無背景のもの。
カラー・白黒いずれも可。写真の裏に氏名と生年月日をご記入ください。

3. 以下の1, 2のいずれかの書類

1. 診断書で申請する場合	<ul style="list-style-type: none">• 精神障害者保健福祉手帳診断書 新規申請の場合は、初診日から6か月経過していることが必要です。 診断書の使用期限は、医療機関で発行されてから3か月間です。
2. 障害年金で申請する場合	<ul style="list-style-type: none">• 精神障害を事由とする障害年金または特別障害給付金を現に受給していることを証明する書類 障害年金証書、障害年金裁定通知書、障害年金振込通知書（最新のもの）、特別障害給付金受給資格者証、または特別障害給付金支給決定通知書• 同意書

4. （更新の方のみ）現在交付を受けている手帳の写し

5. 本人確認書類

本人（本人以外が申請窓口に来る場合、申請に来る方の分を含む）の本人確認書類が必要です。写真の有無により、1点または2点で確認をさせていただきます。

【1点で確認】

「写真付き」で「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が確認できるもの
（例）マイナンバーカード、免許証、パスポート、在留カード等

【2点で確認】

「写真なし」で「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が確認できるもの
（例）生活保護受給証明書、年金手帳等

6. 現住所確認書類の写し

身分証に記載の住所と現住所が異なる方のみ必要です。

(例) 賃貸借契約書、火災保険の証書、施設の入所契約書、住民票の写し、生活保護受給証明書等

7. (代理人が申請する場合) 代理権の確認書類

任意代理人の場合⇒委任状

法定代理人の場合⇒成年後見の登記事項証明書など代理権が確認できる書類

8. 同意書兼申告書

申請窓口

健康部保健予防課	青戸4-15-14 (健康プラザかつしか)	☎03-3602-1274
金町保健センター	金町4-18-19	☎03-3607-4141
新小岩保健センター	西新小岩4-33-2 (にこわ新小岩)	☎03-3696-3781
水元保健センター	東水元1-7-3	☎03-3627-1911
高砂区民事務所	高砂3-1-39	☎03-3659-3336
堀切区民事務所	堀切3-8-5	☎03-3693-4184

(注) 葛飾区役所(立石5-13-1)では受付を行っていません。

郵送での手続き

(1) 申請書類の郵送をご希望の方はお電話、郵便または下記QRコードからご依頼ください。

(申請書類郵送申し込みフォーム)



(2) 郵送申請の場合、申請日は保健予防課の受理日となります(投函日に遡って受理することはできません。)

(3) 郵送申請の際は、本人確認書類はコピーの同封をお願いします。

(4) 郵便事故に関しての責任は負いかねますので、書類郵送の際は「簡易書留」の利用をお勧めします。

郵送先

〒125-0062 葛飾区青戸4-15-14

保健予防課保健予防係 手帳担当あて

☎03-3602-1274

精神障害者保健福祉手帳を用いて受けられる主なサービス・支援（一覧）

サービス内容につきましては、各窓口にお問い合わせください。

サービス・支援	問い合わせ先	参照頁
心身障害者福祉手当 ～精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方～	保健予防課 注) 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方は、福祉部	1-6
心身障害者医療費助成制度 (マル障) ～精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方～	障害福祉課へお問い合わせください。	2-7
精神障害者移動支援事業	保健予防課	3-1
税金の減額・免除	税務課 (葛飾区役所) 葛飾税務署、都税事務所	3-3
都営交通乗車証の発行	東京都福祉局障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当	3-4
都内路線バスの運賃の割引	(各事業者にお問い合わせください。)	3-4
旅客鉄道等運賃の割引	(各旅客鉄道会社にお問い合わせください。)	3-5
都営住宅の入居、特別減額 (特別減額は1級及び2級)、使用承継制度	東京都住宅供給公社募集センター	3-6
都立施設の無料利用	(各施設にお問い合わせください。)	3-6
都立公園内駐車場の無料利用	(各施設で手帳を提示してください。)	3-6
休養ホーム利用料の助成	財団法人日本チャリティ協会	3-7
NTTの電話番号案内の無料利用	NTT	3-7
携帯電話の割引料金	(各携帯電話会社にお問い合わせください。)	3-7
NHK放送受信料の減免	NHK視聴者コールセンター	3-7
駐車禁止規制の除外	住所地を管轄する警察署	3-7
航空旅客運賃の割引	(各航空会社にお問い合わせください。)	3-8
葛飾区施設使用料等の減免	(各施設等にお問い合わせください。)	3-8
タクシー運賃の割引	(各事業者にお問い合わせください。)	3-8
成年後見制度利用支援事業	葛飾区社会福祉協議会	3-10
障害のある方の就労相談	障害者就労支援センター ハローワーク (公共職業安定所)	5-1 5-2
手帳に関する東京都の問い合わせ先	【制度について】 ☎03-5320-4464 東京都福祉局障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当 【交付について】 ☎03-3302-7739 東京都立中部総合精神保健福祉センター	

2 心身障害者福祉手当(精神障害)※精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

障害のある方に手当を支給することにより、福祉の増進を図ることが目的です。

対象となる方

65歳未満の方で、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。

ただし、65歳以上の方でも、都内からの転入者で65歳未満に手帳の交付を受けた方、または都内からの転入者で同種の手当を支給されていた方は申請できる場合がありますのでお問い合わせください。

※次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- (1) 身体障害者手帳・愛の手帳等を所持し、すでに心身障害者福祉手当を受給している方
- (2) 難病患者福祉手当・児童育成手当(障害手当)を受給している方
- (3) 規則で定める施設に入所している方
- (4) 所得制限基準額を超える方(20歳未満の時は保護者の所得による)

事業内容

1. 手当(月額) 7,750円
2. 支給月 4・8・12月

申請手続き(必要なもの)

1. 申請書

指定の用紙は「申請窓口(1-7頁)」にご用意しています。

2. 受給者本人名義の預金通帳(葛飾区振込可能金融機関に限る)

3. 精神障害者保健福祉手帳

4. 住民税課税・非課税証明書(転入された方のみ)

(注) 20歳未満の方は保護者の住民税課税・非課税証明書になります。

(注) 個人番号（マイナンバー）による情報連携が開始されたため、原則として住民税課税・非課税証明書の提出は不要となりました。ただし、所得情報が不明な場合は提出を求められることがあります。

5. 個人番号（マイナンバー）確認書類

「マイナンバーカード」「マイナンバー通知カード（住所・氏名に変更がないものに限る）」「マイナンバー記載の住民票」のいずれか1点

(注) 対象者が20歳未満の場合は、本人と申請する保護者の2人分の番号確認書類が必要になります。

6. 本人確認書類

申請窓口に来る方の身分証が必要です。身分証の種類によって、1点または2点で確認をさせていただきます。

【1点で確認】

「写真付き」で「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が確認できるもの
(例) マイナンバーカード、免許証、パスポート、在留カード等

【2点で確認】

「写真なし」で「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が確認できるもの
(例) 生活保護受給証明書、自立支援受給者証、写真なしの障害者手帳、年金手帳等

7. (代理人が申請する場合) 代理権の確認書類

任意代理人の場合⇒「委任状」

法定代理人の場合⇒「戸籍謄本など法定代理人を証明する書類」

申請窓口（精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方）

健康部保健予防課 青戸4-15-14（健康プラザかつしか）

☎03-3602-1274

(注) 葛飾区役所（立石5-13-1）では受付を行っていません。

2 医療費助成（自立支援医療など）

1 自立支援医療（精神通院医療）

制度の概要

精神疾患のための通院による継続的な治療を受ける場合の負担軽減を図る制度で、通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療費制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。

また、この制度は、**精神通院医療に係る往診・デイケア・訪問看護・てんかんの診療及び薬代等も対象**としています。

対象の医療機関

申請にあたり、利用する医療機関等を申請書に記入していただきます。

自立支援医療費制度が適用される医療機関等は、都道府県知事または政令市長から指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を受けている医療機関等に限られます。

申請前に、指定を受けているか医療機関等へご確認ください。

対象となる疾病

- (1) 病状性を含む器質性精神障害（F 0）
- (2) 精神作用物質使用による精神及び行動の障害（F 1）
- (3) 統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害（F 2）
- (4) 気分障害（F 3）
- (5) てんかん（G 4 0）
- (6) 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害（F 4）
- (7) 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群（F 5）
- (8) 成人の人格及び行動の障害（F 6）
- (9) 精神遅滞（F 7）
- (10) 心理的発達の障害（F 8）
- (11) 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F 9）

※ICD-10（国際疾病分類第10版）によるもの

※詳細は医療機関にご相談ください。

自己負担の軽減

自己負担は原則1割ですが、世帯の住民税額や、受診者本人の収入・疾患等の状況に応じて月額負担上限額が設定されます。

※令和7年7月から非課税世帯の本人収入基準額が809,000円になります。

所得区分概念図

- 1 受診者: 自立支援医療費(精神通院)の対象者
- 2 給付水準: 自己負担については1割負担()部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
生活保護	低所得1	低所得2	中間層1	中間層2	一定以上
生活保護世帯	区市民税非課税 本人収入 ≤ 80万9千円	区市民税非課税 本人収入 > 80万9千円	区市民税 < 3万3千円 (所得割)	3万3千円 ≤ 区市民税 < 23万5千円 (所得割)	(23万5千円 ≤ 区市民税(所得割))
所得区分①	所得区分②	所得区分③	所得区分④		所得区分⑤
負担0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			重 度 か つ 継 続		
			所得区分④'	所得区分④''	所得区分⑤'
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

<重度かつ継続の範囲>

- ◆ 疾病、症状等から対象となる者
 - 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
 - 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ◆ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 医療保険の多数該当の者

※原則、医療保険の加入単位(受診者と同じ医療保険に加入する方)をもって同一の「世帯」として取り扱います(ただし、受診者が18歳未満の場合については、受診者と保護者が同一の医療保険に加入していない場合であっても、受診者と保護者を同一の「世帯」とみなします。)

東京都・葛飾区独自の精神通院医療費助成制度

住民税非課税世帯の方は、下記の制度により窓口負担が0円になります。(都外の医療機関等を受診する場合、後日償還払いとなることもあります。)

健康保険等	助成制度	実施主体
葛飾区の国民健康保険	国保受給者証	葛飾区
後期高齢者医療、国民健康保険組合、その他の健康保険等	東京都医療費助成制度	東京都

※葛飾区以外の自治体で保険者の国民健康保険に加入されている場合は、保険証を発行している自治体に同様の制度があるかご相談ください。

申請手続き（必要なもの）

1. 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書

東京都指定の複写式用紙を「申請窓口（2-5頁）」にご用意しています。（医療機関・薬局は指定制です。名称、所在地、電話番号を確認し、記入できるようにしておいてください。）

2. 自立支援医療診断書（精神通院）

診断書の使用期限は、診断書記載日より3か月間です。

更新申請の場合、診断書の提出は2年に1回必要となります。（診断書の要不要は、受給者証左上部に記載がありますのでご確認ください。）

上記以外に、自立支援医療診断書（精神通院）が不要な場合があります。詳しくは自立支援医療診断書（精神通院）が不要な方（2-5頁）をご覧ください。

3. 健康保険の資格確認書類（健康保険の資格確認書類について（2-12頁）をご確認ください。）

健康保険等	必要な資格確認書類
葛飾区の国民健康保険または後期高齢者医療制度	受診者分
国民健康保険組合、葛飾区以外の国民健康保険または後期高齢者医療制度	同一の健康保険に加入している世帯員全員分
社会保険・共済	受診者分
生活保護	生活保護受給証明

※受診者が未成年の場合は保護者の資格確認書類の写しも必要。

4. 世帯の住民税が確認できる書類

ご加入の健康保険	必要な方	必要な書類
国民健康保険 後期高齢者医療 国民健康保険組合	同一の健康保険に加入している世帯員全員分 (18歳未満の方は不要)	住民税課税証明書 住民税非課税証明書のいずれか
社会保険 共 済	被保険者分 (被保険者が非課税の場合は受診者分も必要。但し18歳未満の方は不要)	(注) 源泉徴収票は使えません

前年(または前々年)1月1日時点で葛飾区に住民票のあった方は区民税額等を把握できるため提出不要です。

申請日の前日時点で葛飾区に住民票があり、1月1日時点で葛飾区外に住民票のあった方も、「9. 世帯調書」の提出があれば、マイナンバーによる情報連携で区市町村民税額等を把握できるため提出不要です。

未申告等の理由で所得が確認できない世帯員がいる場合や、何らかの理由でマイナンバーによる情報連携ができない場合に、収入の申告や住民税が確認できる書類の提出をお願いすることがあります。

5. 国保受給者証交付申請書

葛飾区の国民健康保険にご加入で、住民税非課税世帯の方のみ必要です。

6. (新規の方以外) 現在交付を受けている自立支援医療受給者証・国保受給者証

7. 本人確認書類

本人(本人以外が申請窓口に来る場合、申請に来る方の分を含む)の身分証が必要です。身分証の種類によって、1点または2点で確認させていただきます。

【1点で確認】

「写真付き」で「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が確認できるもの
(例) マイナンバーカード、免許証、パスポート、在留カード 等

【2点で確認】

「写真なし」で「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が確認できるもの
(例) 生活保護受給証明書、年金手帳 等

8. (代理人が申請する場合) 代理権の確認書類

任意代理人の場合 ⇒ 委任状

法定代理人の場合 ⇒ 成年後見の登記事項証明書など代理権が確認できる書類

9. 世帯調書

税額確認が必要な方のうち1月1日時点で葛飾区外に住所があった方で、「4. 世帯の住民税が確認できる書類」をお持ちでない方は「個人番号」と「1月1日時点の住所」を世帯調書へ記載し、提出いただく必要があります。

10. 現住所確認書類の写し

本人確認書類に記載の住所と現住所が異なる方のみ必要です。

例 賃貸借契約書、施設の入所契約書、住民票の写し、生活保護受給証明書 等

11. 同意書兼申告書

申請時に自立支援医療用診断書が不要な方

1. 受給者証左上部に「診断書が不要」の記載があり、有効期限までに更新の手続きをされる方。

2. 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神）の申請を同時に行い、手帳用診断書をお持ちの方。

ただし、課税世帯でICD-10コードがF4～F9のいずれかの疾病の方は、手帳用診断書のほかに「重度かつ継続に関する意見書」が必要な場合があります。

3. 手帳用診断書で作成した精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の写して自立支援医療（精神）の新規または再開申請ができます。

ただし、手帳の有効期限が1年未満の場合は同じ有効期限の受給者証が交付されます。

また、申請した次の年の継続（更新）は診断書が必要になります。

申請窓口

健康部保健予防課	青戸4-15-14 (健康プラザかつしか)	☎03-3602-1274
金町保健センター	金町4-18-19	☎03-3607-4141
新小岩保健センター	西新小岩4-33-2 (にこわ新小岩)	☎03-3696-3781
水元保健センター	東水元1-7-3	☎03-3627-1911
高砂区民事務所	高砂3-1-39	☎03-3659-3336
堀切区民事務所	堀切3-8-5	☎03-3693-4184

(注) 葛飾区役所 (立石5-13-1) では受付を行っていません。

郵送での手続き

(1) 申請書類の郵送をご希望の方はお電話、郵便または下記QRコードからご依頼ください。

(申請書類郵送申し込みフォーム)



(2) 郵送申請の場合、申請日は保健予防課の受理日となります。(投函日に遡って受理することはできません。)

(3) 郵送申請の際は、**本人確認書類のコピーの同封**をお願いします。

(4) 郵便事故に関しての責任は負いかねますので、書類郵送の際は「**簡易書留**」の利用をお勧めします。

郵送先

〒125-0062 葛飾区青戸4-15-14

保健予防課保健予防係自立支援医療担当あて ☎03-3602-1274

自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方へ

- 有効期間は原則1年です。
- 継続（更新）申請は、支給認定の有効期間が終了する日の3か月前から行うことができます。
- 継続（更新）には診断書が必要です。ただし、診断書を提出した次の年の継続（更新）で、症状及び治療方針の変更が無く、有効期間内に手続きする場合は診断書が不要になります。
- 受給者証に記載されている内容（氏名・医療機関など）や加入している健康保険が変わった場合は、変更手続きが必要です。
- 世帯員変更があった場合に自己負担上限額が変わることがあります（2-2頁）。
ご不明な点はお問い合わせください。

2 心身障害者医療費助成制度（マル障） ※精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

医療保険の自己負担額の全額または一部を助成します。

対象となる方

医療保険に加入している65歳未満の方で、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。

ただし、65歳以上の方でも、都外からの転入者で65歳未満に手帳の交付を受けた方、または、都内からの転入者で医療費助成を受けていた方は申請できる場合がありますのでお問い合わせください。

※次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- (1) 所得制限基準額を超える方（20歳未満の時は世帯主等の所得による）
- (2) 生活保護受給中の方
- (3) 中国残留邦人等支援給付を受けている方
- (4) 規則で定める施設に入所している方
- (5) 後期高齢者医療費制度の受給者で、住民税が課税されている方

申請窓口（精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方）

健康部保健予防課 青戸4-15-14（健康プラザかつしか）

☎03-3602-1274

（注）身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）または愛の手帳1・2度をお持ちの方は、葛飾区役所 ☎03-3695-1111（代表）より福祉部障害福祉課へお問い合わせください。

申請に必要なもの

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険の資格確認書類（健康保険の資格確認書類について（2-12頁）をご確認ください。）
- ・住民税課税・非課税証明書（転入された方のみ）

（注）20歳未満の方は、健康保険証の世帯主または被保険者の住民税課税・非課税証明書になります。

（注）都内転入の方は、マル障受給者証交付状況連絡票があれば住民税課税・非課税証明書は不要です。

※住民税課税・非課税証明書に代わり、マイナンバーによる資格審査も可能です（下記（1）～（3）の書類をご持参ください）。

（1）マイナンバーの確認に必要な書類（いずれか1点）

- ・マイナンバーカード
 - ・通知カード（住所・氏名に変更がないものに限る）
 - ・個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書のいずれか1つ。
- なお、いずれも用意ができない場合は手続き時にその旨お申し出ください。

（注）20歳未満の方は健康保険証の世帯主または被保険者及び本人のマイナンバーが必要です。

（2）本人確認（代理申請の場合も含む）に必要な書類

A 本人（または代理人）の顔写真が掲載されている官公署の発行した証またはこれに類するもの

（例）マイナンバーカード、（身体・精神）障害者手帳、愛の手帳、運転免許証（経歴証明書でも可）、パスポート、在留カード、特別永年者証明書、などのうちいずれか1つ

B 上記Aの提示が困難な場合

年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、その他官公署が発行した書類であって氏名、生年月日、住所が記載されているもののうちいずれか2つ

（3）代理権の確認に必要な書類

代行者が申請手続する場合には、（1）と（2）に加え、下記の書類が必要です。

ア 法定代理人の場合：戸籍謄本、後見に関する登記事項証明書等の法定代理人であることを証する書類、その他に官公署が発行した書類であって代理権が確認できるもの

イ 任意代理人の場合：委任状（申請者が直筆できない場合は任意代理人による代筆可）

事業内容

交付されたマル障受給者証を医療機関の窓口に掲示することにより、保険診療医療費の自己負担分の全額または一部を助成します（入院時食事療養費や保険診療以外の費用は、助成の対象になりません）。本人（20歳未満の方は健康保険証の世帯主または被保険者）の住民税の課税状況により、助成の範囲が異なります。

- ・住民税非課税者

保険診療医療費の自己負担分の全額を助成します。

- ・住民税課税者

医療費の1割が本人負担額となります。なお、本人負担額には、1か月ごとの上限があります。

外来1か月上限 18,000円（年間上限：144,000円）

入院1か月上限 57,600円（多数回：44,400円）

※東京都外の医療機関など、窓口でマル障受給者証が使用できない医療機関で受診した場合は、領収書（原本）、健康保険の資格確認書類、本人名義の預金通帳、マル障受給者証を持参のうえ、保健予防課窓口で医療費支給申請の手続きを行ってください。

健康保険が変わったとき

加入している健康保険に変更があったときは、次のものを持って、必ず保健予防課窓口へ届け出てください。

<必要なもの>

- ① マル障受給者証、②（変更後の）健康保険の資格確認書類

受給者証の返還

次の場合、受給者証を保健予防課窓口へお返しくください。

- ・葛飾区から転出したとき。
- ・生活保護を受けるようになったとき。
- ・中国残留邦人等支援給付を受けるようになったとき。
- ・保険の自己負担分が助成される施設に入所したとき。
- ・助成事由消滅通知書を受け取ったとき。
- ・受給者証の有効期限が切れたとき。
- ・住民税課税の方が、後期高齢者医療制度に加入したとき。
- ・受給されている方がお亡くなりになったとき。

受給者証の再交付が必要なとき

次の場合、受給者証を持って、必ず保健予防課窓口で受給者証の再交付の手続きをしてください。

- ・住所・氏名が変わったとき
- ・受給者証を破ったり、汚したりして使えなくなったとき
- ・受給者証を無くしたとき

※再交付を受けた方が、無くした受給者証を発見したときには、すみやかに保健予防課へ返却してください。

問い合わせ（精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方）

健康部保健予防課 青戸4-15-14（健康プラザかつしか）

☎03-3602-1274

（注）身体障害者手帳 1 級・2 級（内部障害は 3 級まで）または愛の手帳 1 度・2 度をお持ちの方は、葛飾区役所 ☎03-3695-1111（代表）より福祉部障害福祉課へお問い合わせください。

3 小児精神病医療費助成制度

制度の概要

精神科病床における入院医療費の助成を行います。健康保険が適用される入院費について、食事代を除いた残額（自己負担分）を助成します。なお、差額ベッド代などは対象外です。

対象となる方

都内に住民登録がある18歳未満の方で、精神疾患のため精神科病院または精神科病床に入院している方

対象となる疾病の範囲

- (1) 精神障害で入院医療を要する疾病
- (2) 精神障害に付随する軽易な疾病（付随する軽易な疾病とは、入院医療を担当する精神科病床の医療担当者において行い得る医療をいう。）

申請手続き（必要なもの）

申請窓口に必要な書類を提出してください。

- (1) 医療費助成申請書
- (2) 診断書（所定の様式で、申請日前3か月以内に作成されたもの）
- (3) 住民票（対象の方と申請者の続柄が記載されており、申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (4) 健康保険の資格確認書類（健康保険の資格確認書類について（2-12頁）をご確認ください。）

※詳細は、保健予防課にお問い合わせください。

申請窓口

健康部保健予防課	青戸4-15-14 (健康プラザかつしか)	☎03-3602-1274
金町保健センター	金町4-18-19	☎03-3607-4141
新小岩保健センター	西新小岩4-33-2 (にこわ新小岩)	☎03-3696-3781
水元保健センター	東水元1-7-3	☎03-3627-1911

(注) 区民事務所や葛飾区役所（立石5-13-1）では受付を行っていません。

健康保険の資格確認書類について

令和6年12月2日以降、健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みになることに伴い、自立支援医療に関する手続きの添付書類として「健康保険証の写し」について、次の通り変更します。

マイナ保険証をお持ちでない方 次のうち、どちらか1点

- (1) 現行の健康保険証の写し
- (2) 資格確認書の写し

マイナ保険証をお持ちでない方を対象に、加入している医療保険者から交付されるもの。記載内容は、現行の健康保険証と同じものになります。

資格確認書（イメージ）

※形式や交付時期などは、加入している保険者によって異なります。

資格確認書が届いたら必ず保管してください

マイナ保険証をお持ちの方 次のうち、いずれか1点

- (1) 現行の健康保険証の写し
- (2) 資格情報のお知らせの写し

記号・番号・枝番、氏名、資格取得日、保険者番号、保険者名称がすべて表示されているもの
※受診者が被保険者ではない場合、被保険者分も必要になります。

- (3) マイナポータルから確認できる「資格情報画面」のスクリーンショットを印刷したもの



記号・番号・枝番、氏名、生年月日、資格取得日、被保険者氏名（世帯主氏名）、本人・家族の別、保険者番号、保険者名称がすべて表示されているもの

3 生活の援助

1 精神障害者移動支援事業（地域生活支援事業）

精神障害のために外出することが困難な方の自立と社会活動への参加を促進することが目的です。

対象となる方

有効期限内の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ただし、重度訪問介護または行動援護を利用できる方、葛飾区心身障害者移動支援事業実施要綱（18葛福障第436号）に基づく移動支援事業を利用できる方、特定施設等に入所されている方はご利用いただけません。

※区内に居住する方または居住地特例により区が介護給付費等の支給決定を行っている方が対象になります。

事業の内容

精神障害者が次の理由で外出する場合に、移動介助または付き添いを行います。

- ①社会参加を促進する余暇活動、学習活動等に参加すること。
- ②健康の維持増進等に資する行為を行うこと。
- ③財産の保全、就職活動等を行うこと。
- ④公的機関や相談支援事業所へ相談や手続きに行くこと。
- ⑤冠婚葬祭等の社会生活に関する行事に参加すること。
- ⑥その他区長が適当と認める事由

事業の対象にならないもの

- ①ギャンブルほか、公序良俗に反する場合
- ②布教、勧誘など宗教活動を目的とする場合
- ③政治活動を目的とする場合
- ④通勤、営業、物品販売など経済活動を目的とする場合
- ⑤事業所が企画する行事への参加、事業所を目的地とする場合
- ⑥買い物や手続きを本人が出向くことなく代行する場合

申請窓口

健康部保健予防課 青戸4-15-14（健康プラザかつしか）
☎03-3602-1274

サービス提供事業者

区（保健予防課）と委託契約した事業者がサービスを提供します。

利用可能時間・有効期限

- ① 1か月あたりの利用可能上限時間数及び有効期間は、移動支援利用者証に記載した時間数となります。
- ② 利用時間は利用者の住まいの到着時または、待ち合わせの場所到着時から、ヘルパーと別れる時までの間とします。
- ③ サービスの支給決定は、精神障害者保健福祉手帳の有効期限を超えない範囲で行います。（精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは、有効期限の3か月前から受付しています。）

精神障害者保健福祉手帳の障害等級	上限時間数
1級	20時間
2級	15時間
3級	10時間

利用者負担

1か月あたりの利用可能上限時間数までは無料となります。利用可能上限額を超える場合は全額自己負担となります。

- ① 「利用者の住まい」または「待ち合わせ場所」が事業者の届け出ている区域内の場合は、待ち合わせ場所への移動支援者の交通費は、サービス提供事業者の負担とします。
- ② 利用者が移動支援者と他の場所へ移動する際の交通費は、利用者負担とします。
- ③ 有料施設等を利用した際の入場料等は利用者負担とします。

身体障害のある方、知的障害のある方の障害福祉サービス（移動支援等）をご利用いただく場合は、葛飾区役所☎03-3695-1111（代表）より福祉部障害福祉課へお問い合わせください。

2 税金の減額・免除

※制度については、各窓口にお問い合わせください。

税の種類	該当等級	内容・窓口
所得税 住民税	精神保健福祉 手帳 1級から3級 まで	納税者自身、又控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合 所得金額から、級に応じた額が控除されます。 確定申告⇒葛飾税務署 立石8-31-6 ☎03-3691-0941 給与所得の方⇒勤務先 住民税の申告⇒葛飾区役所 税務課 課税係 ☎03-5654-8550
相続税		納税金額から、財産を取得した本人が満85歳になるまでの年数 及び級に応じた額が控除されます。（平成22年3月31日以前 に財産を取得した場合の年齢要件は「70歳未満」となりま す。） 葛飾税務署 立石8-31-6 ☎03-3691-0941
贈与税		親族等の個人が、金銭、有価証券、金銭債権、または一定の要件 を満たす不動産を贈与する場合、信託銀行との間で「特定障害者 扶養信託」契約を結ぶと、信託受益権の価額のうち1級の方は6 千万円まで、2級3級の方は3千万円まで非課税になります。 葛飾税務署 立石8-31-6 ☎03-3691-0941
利子等の非課税		マル優、特別マル優について、非課税制度を利用できます。 ⇒金融機関、証券会社の各営業所等
自動車税 軽自動車税 自動車取得税 ※令和元年10 月1日から「自 動車取得税」廃 止		精神保健福祉 手帳1級で 自立支援医療 (精神通院) を受けている 方
個人事業税	1級から3級 まで	本人または障害者を扶養している方が、前年度の総所得が370 万円以下の場合、級に応じた額が減免されます。 台東区税事務所 事業税課 個人事業税班 台東区雷門1-6-1 ☎03-3841-1683

3 都営交通乗車証の発行

都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに無料で乗車できます。ただし、シルバーパス、その他の無料乗車券の所持者は対象外です。

(1) 申請・発行窓口

23区内の都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所
〈問い合わせ先〉

東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援担当
☎03-5320-4464

(2) 手続き方法

申請・発行窓口で手帳を提示し、申請書に必要事項を記入してください。

その場で発行します。（発行手数料は無料です。）

なお、有効期限が過ぎた手帳や手帳申請書の控えでは発行できません。

(3) 継続手続き

有効期間は、発行日から2年間です。有効期限の13日前から継続手続きができます。継続に必要な書類は、手帳、申請書、及び現在お持ちの乗車証です。

4 都内路線バスの運賃の割引

(1) 対象者

東京都が発行する、写真が貼付された手帳をお持ちの方（ご本人のみ）

(2) 適用範囲

東京都内を運行する一般路線バスの都内区間です。東京都内で乗車し、かつ東京都内で降車（下車）する場合のみ適用になります。

(3) 割引運賃

運賃が半額になります。パスモ・スイカを利用される際にも適用になります。

（購入・チャージの時点では割引になりませんが、バス運賃支払時に割引が適用されます。）定期券は割引になりません。

(4) 実施バス事業者（都内区間のみ）

京成タウンバスほか ※事業者にお問い合わせください。

5 旅客鉄道等運賃の割引

令和7年4月1日以降は以下のとおりとなります。

- 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方は旅客運賃割引区分第 1 種
- 精神障害者保健福祉手帳 2 及び 3 級の方は旅客運賃割引区分第 2 種

※お持ちの精神障害者保健福祉手帳に上記の記載がない場合、追記記載する必要があります。手帳原本をご持参の上、精神障害者保健福祉手帳申請受付窓口（1-3 頁）までお越しください（令和7年7月以降は東京都立中部総合精神保健福祉センターへお問い合わせください）。

東京都立中部総合精神保健福祉センター精神保健福祉手帳担当 ☎03-3302-7739

（参考）

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とする主な旅客運賃割引制度

主な鉄道会社		乗車券等(割引率:5割)	主な対象者(※1)
京成電鉄		普通乗車券(きっぷ) 回数券・定期券・ICカード	第1種、第2種の方とその介護者
東京メトロ		普通乗車券(きっぷ)	第1種の方とその介護者
		普通乗車券 片道101km以上	第1種、第2種の方
		回数券・ICカード	第1種の方とその介護者
JR		定期券	第1種、第2種の方とその介護者
		普通乗車券 片道100kmを超える場合	第1種、第2種の方
		普通乗車券・回数券・定期券	第1種の方とその介護者
都営交通 ※2		定期券	第2種の方(12歳未満)とその介護者
		普通乗車券(きっぷ) 回数券・定期券・ICカード	第1種の方とその介護者
都電荒川線 日暮里舎人ライナー 都営バス		普通乗車券(きっぷ) 回数券・定期券・ICカード	第1種、第2種の方とその介護者

※1 上表のほか、同行や年齢等の対象要件があります。詳しくは各社ホームページなどをご確認ください。

※2 上表のほか、都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに無料で乗車できる「精神障害者都営交通乗車証」の制度も継続実施されます。（3-4頁）

6 都営住宅の入居、特別減額（特別減額は1級及び2級）及び使用承継制度

(1) 5月と11月の募集において優遇抽選のある地区に申込みをした場合、一般世帯に比べて当選倍率が5倍（3級の方）または7倍（1級または2級の方）になります。8月及び2月の募集は、ひとり親、高齢者、心身障害者等の限定募集となります。

(2) 既に入居している1級または2級の方で、所得が一定額以下の場合、使用料の特別減額が受けられます。

(3) 都営住宅の使用承継制度

都営住宅の使用承継は原則として名義人の配偶者のみに許可されますが、高齢者、障害者等の特別の事情により必要が認められる場合、例外として、名義人の方からみて3親等以内の方につき、使用承継をすることができます。

<問い合わせ先>

東京都住宅供給公社 募集センター ☎03-3498-8894（代表）

7 都立施設の無料利用

窓口到手帳を提示すれば手帳所持者本人とその付添人は無料で利用できます（27か所）。なお、付添人は必要な範囲に限ります（原則1人）。

浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、向島百花園、清澄庭園、
旧古河庭園、旧岩崎邸庭園、殿ヶ谷戸庭園、神代植物公園、多摩動物公園、恩賜上野動物園、
井の頭自然文化園、夢の島熱帯植物園、葛西臨海水族園、東京都江戸東京博物館、
江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京体育館、
駒沢オリンピック公園総合運動場、東京スポーツ文化館、東京武道館、東京都庭園美術館、
東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター

（令和7年12月現在）

8 都立公園内駐車場の無料利用

次の都立公園内の駐車場について、窓口で手帳を提示すれば無料で利用できます（34か所）。

赤塚公園、井の頭恩賜公園、上野恩賜公園、宇喜田公園、浮間公園、大泉中央公園、大島小松川公園、
葛西臨海公園、木場公園、砧公園、小金井公園、駒沢オリンピック公園、潮風公園、篠崎公園、
石神井公園、城北中央公園、神代植物公園、舎人公園、野川公園、浜離宮恩賜庭園、光が丘公園、
東綾瀬公園、府中の森公園、水元公園、武蔵野公園、武蔵国分寺公園、武蔵野中央公園、
武蔵野の森公園、夢の島公園、代々木公園、和田堀公園、汐入公園、中川公園、蘆花恒春園

※都庁駐車場については、有人の出口より退出する際に手帳を提示すると、無料で利用できます。

（令和7年12月現在）

9 休養ホーム利用料の助成

都内に在住する障害者の方（介護を必要とする場合は、利用者一人につき付き添いの方一人を含む）が、東京都が指定する宿泊施設を利用する場合、その利用料の一部を助成します（年間2泊まで）。

<問い合わせ先>

財団法人日本チャリティ協会 ☎03-3353-5942

10 NTTの電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）

事前の申し込みにより、NTTの電話番号案内（104）を無料で利用できます。

<問い合わせ先>

NTT ☎0120-104174

11 携帯電話の割引利用

基本使用料、通話料が割引されます。

<問い合わせ先>

各携帯電話会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

12 NHK放送受信料の減免

葛飾区の方の申請受付は、保健予防課（健康プラザかつしか）にて行っています。

	適用条件	問い合わせ先
全額免除	手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合	NHK視聴者コールセンター ☎0570-077-077
半額免除	1級の手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合	☎050-3786-5003

13 駐車禁止規制の除外

都内に住所を有し、1級の手帳をお持ちの方が対象となります。（警察署の指示に従い、適正にご使用ください。）

<問い合わせ先>

葛飾警察署 ☎03-3695-0110（代表）

亀有警察署 ☎03-3607-0110（代表）

14 航空旅客運賃の割引

一部の航空運送事業者において、精神障害者に対しても航空旅客運賃についても航空旅客運賃の割引が適用されます。

<問い合わせ先>

詳細は各航空会社にお問い合わせください。

15 葛飾区施設使用料等の減免

区立施設使用料の減免、区立施設の駐車場使用料の減免、区営住宅の入居要件・所得要件の緩和、保育園（所）への優先入所など

<問い合わせ先>

区内の各施設等にお問い合わせください。

16 タクシー運賃の割引

写真付きの手帳で、都内の一部タクシー会社の運賃が1割引になります。

<問い合わせ先>

詳細は各タクシー会社にお問い合わせください。

17 生活保護の障害者加算（1級及び2級）

生活保護をすでに受給している方のうち、障害の原因となった疾病について、初めて医師の診療を受けてから1年6か月を経過している方で、1級または2級の手帳をお持ちの方は、障害者加算が付くことがあります。

<問い合わせ先>

各福祉事務所の生活保護担当者にお問い合わせください。

18 障害年金

障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

●障害基礎年金について

国民年金加入中などに初診日（障害の原因となった傷病で初めて医師の診断を受けた日）がある病気やケガで一定の障害の状態になった方が、所定の保険料納付要件を満たした場合に受け取ることができます。

まずは、葛飾区国保年金課へご相談ください。

【障害基礎年金を受けるための要件】

初診日において国民年金に加入中か、60歳以上65歳未満で日本国内に住所があること。

初診日の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）があること。

令和8年3月31日までに初診日のある場合は、特例的に初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

原則として初診日から1年6か月経過していること。

国民年金法に定められた障害の状態であること。

20歳前に初診日がある場合は20歳になっていること。

（本人の所得制限があります。）

<問い合わせ先>

- 20歳前に初診日がある病気やケガで重度の障害が残った場合、または第1号被保険者加入期間中に初診日がある病気やケガで重度の障害が残った場合

⇒ 葛飾区 国保年金課 国民年金係 ☎03-5654-8214

- 初診日が第3号被保険者期間にある場合、または厚生年金等加入中に初診日がある場合

⇒ 葛飾年金事務所 ☎03-3695-2181（番号のかけ間違いにご注意ください）

- 共済組合加入中に初診がある場合

⇒ 各共済組合にお問い合わせください。

日本年金機構 予約受付専用電話

☎0570-05-4890（ナビダイヤル）

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521（一般電話）

受付時間：月～金曜日（平日）午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

19 葛飾区成年後見センター(社会福祉協議会)

高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、福祉サービスの利用に関する相談や日常的金銭管理の援助、成年後見制度の利用相談などをお受けしています。

一部有料となるサービスがあります。

事業内容

<相談事業>

福祉サービスに関する相談や、財産の管理などに関する相談を電話や窓口でお受けします。

また、成年後見制度の利用、遺言・相続などについての専門的な相談を弁護士・司法書士(予約制・それぞれ月1回)がお受けします。

<訪問援助事業>

利用する方と契約を結び、生活支援員がご自宅を訪問して次の援助をします。

援助内容に応じた利用料がかかります。

○福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなどの援助

○生活費を引き出して定期的にお届けしたり、家賃や公共料金の振込みなどの援助

○預貯金通帳や証書、印鑑などのお預かり

<成年後見制度利用支援事業>

成年後見制度に関する相談や申立て方法の案内など、成年後見制度の利用について支援します。

<問い合わせ>

葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター

堀切3-34-1 ウェルピアかつしか3階 ☎03-5672-2833

4 障害者総合支援法の福祉サービス

障害のある方が地域で安心して暮らすためのサービスを、障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）を問わず、共通のしくみによって利用できます。

※障害者総合支援法…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の略称

障害福祉サービスの体系

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護 ●行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護 ●生活介護
- 施設入所支援

訓練等給付

- 自立訓練 ●宿泊型自立訓練
- 就労選択支援 ●就労移行支援
- 就労継続支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助
（グループホーム）

計画相談支援

自立支援医療

地域相談支援

- 地域移行支援 ●地域定着支援

補装具

地域生活支援事業

区が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業

サービス費用

利用者負担は、原則1割負担となりますが、所得に応じて負担上限額が設定され、1か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。ただし、利用サービスによっては食費、光熱水費が実費負担となります。

①所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18, 19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
18歳未満の障害児 (施設に入所する18, 19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

②月ごとの利用者負担上限額

【18歳以上の障害者の場合】

通所施設、ホームヘルプ利用の場合

所得区分	月額負担上限額
生活保護・低所得（区民税非課税世帯）	0円
一般1 (区民税の所得割16万円未満)	9,300円
一般2 (区民税の所得割16万円以上)	37,200円

入所施設（20歳以上）、グループホーム利用の場合

所得区分	月額負担上限額
生活保護・低所得（区民税非課税世帯）	0円
一般（区民税課税世帯）	37,200円

入所施設利用の場合（18歳以上20歳未満）

所得区分	月額負担上限額
生活保護・低所得（区民税非課税世帯）	0円
一般1 (区民税の所得割28万円未満)	9,300円
一般2 (区民税の所得割28万円以上)	37,200円

※入所施設を利用する場合、住民票の世帯が一般の方の所得区分に応じて、月額負担上限額が設定されています。

申請手続き

精神障害としてのサービスを利用するためには、以下のいずれかの書類を確認する必要があります。

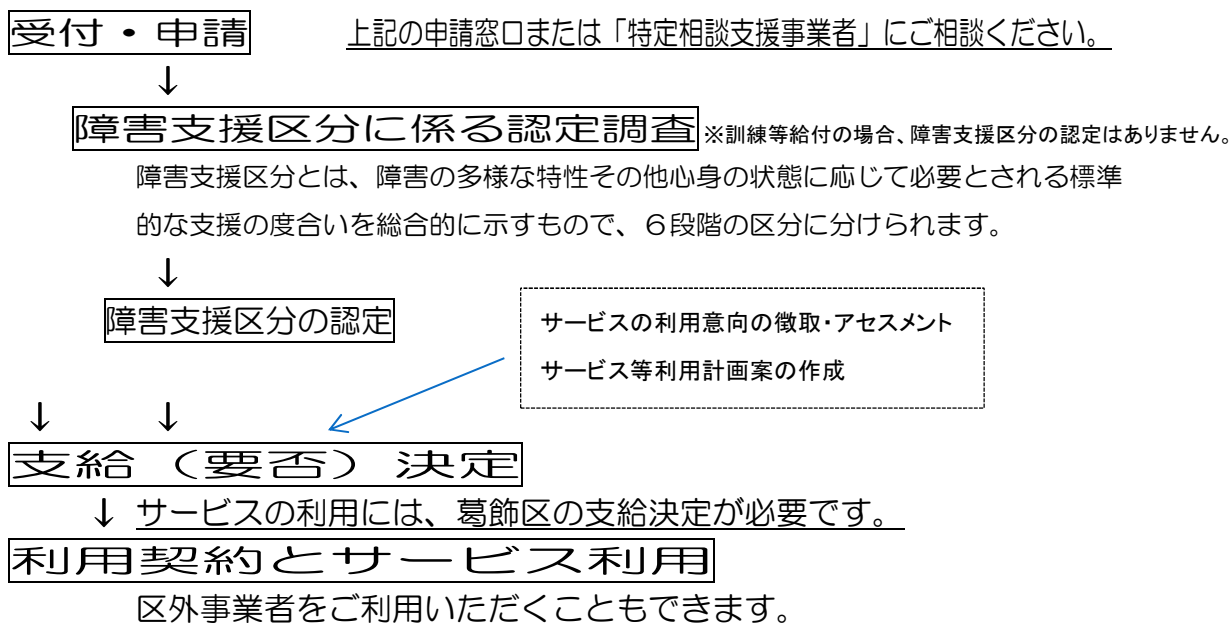
- (1) 精神障害者保健福祉手帳
- (2) 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）
- (3) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
- (4) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）
- (5) 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等

申請窓口

以下の窓口でご相談を受けています。（月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時）

青戸保健センター	青戸4-15-14	☎03-3602-1284
金町保健センター	金町4-18-19	☎03-3607-4141
新小岩保健センター	西新小岩4-33-2 (にこわ新小岩)	☎03-3696-3781
水元保健センター	東水元1-7-3	☎03-3627-1911
保健予防課	青戸4-15-14	☎03-3602-1274

申請からサービスが利用できるまでの流れ



1 相談支援事業所

■ 特定相談支援事業者 障害福祉サービス等の利用計画を作成します。

事業所	所在地・電話
葛飾区自立訓練事業所 ※高次脳機能障害等を対象とした機能訓練、生活訓練など	堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内 ☎03-5698-1336
社会福祉法人アムネかつしか 地域活動支援センターもっく	四つ木4-11-8 ☎03-5654-6702
社会福祉法人アムネかつしか 地域活動支援センターコパン	新宿3-9-11 ☎03-5876-6320
社会福祉法人東京コロニー 東京都葛飾福祉工場 障害者計画相談支援室	立石3-10-18 ☎03-3693-6641
NPO 法人おおぞら会 相談支援センターおおぞら	細田5-16-11 ☎03-6458-0127
OTA メディカル株式会社 相談支援室ひまわり	東新小岩6-13-12 第一藤栄ハイツ102 ☎03-5654-7026
NPO 法人 SIEN 相談支援事業所 さい	青戸5-14-2 仙ノ倉ハイツ1階 ☎03-6848-5491
合同会社なないろ 相談支援事業所なないろ	西新小岩4-40-20 マンションサンエイドA202号 ☎03-5875-6441
株式会社H&Hホールディングス 相談支援事業所デライト葛飾	亀有1-22-17 ☎03-6662-5400
株式会社 ONE 相談支援事業所ワン	柴又6-12-18 2F ☎090-8941-5700
株式会社ワンブロック 特定相談支援事業所スマリティ	白鳥3-10-7 プリンセスコートお花茶屋103 ☎070-1465-3344
一般社団法人テイクアスマイル 相談支援事業所ハート&スマイル	高砂3-11-14 ステーションハイツ高砂204 ☎03-5876-8441
合同会社 N' s・company ケアサポート あろはな	青戸2-7-1 ☎03-6662-8160
特定非営利活動法人大地 相談支援事業所みやび	柴又3-12-20 京葉製鎖株式会社本社事務所1階 ☎080-3580-3773

(令和8年2月末現在)

※上記は区内の主な事業者です。区外の事業者をご利用いただくこともできます。

■一般相談支援事業所

精神障害のある方の相談に応じて必要な情報を提供するほか、障害福祉サービスの利用支援等を行います。

●地域移行支援…地域移行

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

●地域定着支援…地域定着

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

事業所	種別	所在地・電話
社会福祉法人アムネかつしか 地域活動支援センターもっく	地域移行 地域定着	四つ木4-11-8 ☎03-5654-6702
社会福祉法人アムネかつしか 地域活動支援センターコパン	地域移行 地域定着	新宿3-9-11 ☎03-5876-6320
NPO 法人 SIEN 相談支援事業所 さい	地域移行 地域定着	青戸5-14-2 仙ノ倉ハイツ1階 ☎03-6848-5491
株式会社ワンブロック 特定相談支援事業所スマリティ	地域移行 地域定着	白鳥3-10-7 プリンセスコートお花茶屋103 ☎070-1465-3344

(令和8年2月末現在)

2 地域活動支援センター

障害のある方が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、利用者に創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目的とした通所施設です。

事業所	所在地・電話
社会福祉法人アムネかつしか ★地域活動支援センターもっく	四つ木4-11-8 ☎03-5654-6702
社会福祉法人アムネかつしか ★地域活動支援センターコパン	新宿3-9-11 ☎03-5876-6320
社会福祉法人アムネかつしか あすなるの家	新小岩3-20-6 ☎03-5678-9835

(次頁に続く)

(前頁の続き)

NPO 法人 SIEN ★地域活動支援センターなぎ	青戸5-14-2 仙ノ倉ハイツ1階 ☎03-6662-4201
葛飾区地域活動支援センター ※身体障害、知的障害、高次脳機能障害	堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内 ☎03-5698-1336

★ 相談支援事業所を併設

(令和8年2月末現在)

3 共同生活援助(グループホーム)

障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

地域の民間アパートなどを共同生活住居とし、世話人等の職員が日常生活に必要な支援を行います。

4 自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所	種別	所在地・電話
葛飾区自立訓練事業所 高次脳機能障害等を対象とした機能訓練、生活訓練など	自立訓練 生活訓練	堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内 ☎03-5698-1336
NPO 法人 SIEN 生活訓練センター そう	自立訓練 生活訓練	青戸5-14-2 仙ノ倉ハイツ501号室 ☎03-6231-2380
NPO 法人めぐみの 就労支援施設すずかぜ・新宿	自立訓練 生活訓練	新宿2-15-10 ☎03-5876-9101

(令和8年2月末現在)

※上記は区内の事業者です。区外の事業者をご利用いただくこともできます。

5 就労支援

●就労選択支援…就労選択

障害のある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

●就労移行支援…就労移行

就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

●就労継続支援 A 型…継続 A 型

一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

●就労継続支援 B 型…継続 B 型

一般企業等での就労が困難な方に、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

●就労定着支援…就労定着

一般企業に就職した方に、一定期間、職場定着に向けた支援を行います。

事業所	種別	所在地・電話
社会福祉法人アムネかつしか 就労支援施設ピオラ	就労移行 継続 B 型	新宿 3-9-11 ☎03-6410-6147
社会福祉法人アムネかつしか 第2あすなろの家	継続 B 型	宝町 2-2-27 ☎03-5698-8293
社会福祉法人アムネかつしか あすなろの家	継続 B 型	新小岩 3-20-6 ☎03-5678-9835
社会福祉法人アムネかつしか さくらハウス	継続 B 型	新宿 2-11-11 コイズミハイツ101 ☎03-3627-3473
社会福祉法人東京コロニー 東京都葛飾福祉工場 立石工場	就労移行 継続 A 型 継続 B 型	立石 3-10-18 ☎03-3693-6640
社会福祉法人東京コロニー 東京都葛飾福祉工場	継続 A 型 継続 B 型	金町 2-8-20 ☎03-3600-4001
株式会社オフィス華 レッツ・エンジョイ	継続 B 型	堀切 2-6-4 ぷれじお華 3階 ☎03-6662-8701
NPO 法人めぐみの 就労支援施設すずかぜ・新宿	継続 B 型	新宿 2-15-10 ☎03-5876-9101

(次頁に続く)

(前頁の続き)

一般社団法人ライフステップ グリーンカフェ	継続B型	新小岩1-49-2 古屋ビル3階 ☎03-5879-4435
一般社団法人ライフステップ 手まり	継続B型	新小岩1-51-13 大栄ビル3階 ☎03-6231-4031
UpDraft 合同会社 アップドラフト	継続A型	東金町1-42-10 金町ビル3階 ☎03-5876-5948
株式会社ビジネスパートナーズ あさひ	就労移行 継続B型 就労定着	金町6-5-8 ☎03-3826-6075
合同会社1st-planning ファーストプランニング	継続A型	柴又6-12-18 2階 ☎03-6458-0420
一般社団法人テイクハート テイクハート青戸	就労移行 就労定着	青戸3-27-11 南葛ビル6階 ☎03-6657-6525
一般社団法人テイクハート テイクハート金町	就労移行 就労定着	東金町1-42-5 豊勢金町ビル6階 ☎03-5876-4650
フューチャーダイアリー株式会社 叶夢(かなん)	継続B型	南水元2-23-20 センチュリーライム1階 ☎070-5575-2851
株式会社むgengo desing りmix studio とら	継続B型	奥戸2-32-5 ☎03-6356-8313
株式会社むgengo desing りmix studio とら ／りmix store ゆきひょう	継続B型	新小岩2-9-5-0001 ☎03-6356-8313
株式会社おもつな ドンと来い 亀有	継続B型	亀有2-34-5 ソピアビル2階 ☎03-6662-5658
NPO 法人おおぞら会 就労支援センターファンタジア	継続B型	細田5-16-11 ☎03-6458-0127
NPO 法人おおぞら会 就労支援センターファンタジア ／パン工房 ル・マンマ	継続B型	細田5-14-17 ☎03-6657-8879
NPO 法人おおぞら会 就労支援センターファンタジア ／柴又まちの駅・ファンタジア	継続B型	柴又7-9-16 ☎03-6657-9675
株式会社ココルポート Cocorport 新小岩駅前 Office	就労移行 就労定着	西新小岩1-3-11 フォーラム新小岩5階 ☎03-6657-6190

(次頁に続く)

(前頁の続き)

株式会社Tulip チューリップ葛飾	継続B型	細田5-20-5 ☎03-3875-6025
一般社団法人Natural Commemoi (コムモア)	継続B型	高砂1-3-1 ☎03-5654-6092
社会福祉法人原町成年寮 シード・フォレスト	就労選択	立石5-10-10 葛飾ビル3階 ☎03-6905-9096

(令和8年2月末現在)

※上記は区内の主な事業者です。区外の事業者をご利用いただくこともできます。

6 福祉サービスの検索サイト

福ナビ 東京の福祉ナビゲーション

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

「とうきょう福祉ナビゲーション」＝「福ナビ」は、東京の福祉のポータルサイトです。都民の皆様が、福祉サービスを利用する際に必要とされる様々な情報を提供しています。



WAM NET (ワム・ネット)

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

WAM 独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合サイト
全国の指定障害福祉サービス等施設・事業所の情報をインターネットで
検索することができます。



5 就労相談

1 障害者就労支援センター

障害のある方の『働きたい』を応援する「支援機関」です。

葛飾区内にお住まいでおおむね18歳以上の就労意欲がある障害のある方を対象に、就労相談、就職活動の支援、就労定着支援を行います。



就労相談

「自分はどんなところで働くことができるのか?」、「障害者雇用と一般雇用の違いは?」「一般就労に向けて何をしたらよいのか?」などのご相談に応じます。

一般就労に向けて、就労訓練や生活訓練を受けたい方には、障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、自立訓練・生活訓練）に関する情報提供をしています。

就職活動の支援

一般就労（企業等での就労）に向けた就職活動の支援を行います。仕事探しのためのハローワークへの同行（当センターには求人情報はありません）、履歴書の作成支援、採用面接の練習や同行、就労実習などを行います。

就労定着支援（長く働き続けるための支援）

就労支援専門員がセンターでの面談や職場訪問により仕事上の悩み相談に応じます。また、必要に応じ、職場との調整（合理的配慮やジョブコーチ活用の助言等）を行います。

◆利用方法◆

相談、支援を希望する方は、まず電話・ファクスでお問い合わせください。

就職活動の支援または就労定着支援を希望する方は、利用登録が必要です。

相談、利用登録は無料です。

◆受付時間◆

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（水曜日は午後7時まで）

◆休館日◆

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◆所在地・連絡先◆

葛飾区障害者就労支援センター

〒124-0012 葛飾区立石5-27-1（ウィメンズパル2階）

電話：03（3695）2224 FAX：03（3696）1872

2 ハローワーク(公共職業安定所)

求人・求職の申し込みや、常用・パートタイムなどの職業紹介、職業技術専門学校などの入学あっせん、失業給付の手続きを行っています。

■ハローワーク墨田

墨田区江東橋2-19-12 ※☎03-5669-8609(代表)

窓口番号	窓口名	業務内容	自動音声案内部門コード
32	障害のある方の職業相談コーナー	障害のある方の職業相談と紹介	48#

※自動音声案内を導入しています。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

6 こころの健康相談と医療

1 こころの健康相談(精神保健相談)

保健センターでは、こころの健康について、ご本人からの相談はもちろん、周りの方がどのように対応したらいいのか、何ができるかなど、ご家族の方や支援者の方からの相談も受け付けています。

また、こころの健康に関する知識を深めることができるように、うつ病等の講演会・講座を開催しています。講演会等の詳細については、広報などでお知らせしています。

保健センターの所管区域

保健センター	担当地区
青戸保健センター 葛飾区青戸 4-15-14 (健康プラザかつしか) ☎03-3602-1284	立石、東立石、四つ木、東四つ木、宝町、堀切、東堀切、小菅、お花茶屋、白鳥、亀有、西亀有、青戸、高砂(1丁目)
金町保健センター 葛飾区金町 4-18-19 ☎03-3607-4141	奥戸(9丁目)、高砂(2~8丁目)、鎌倉、細田(1・3~5丁目)、柴又、新宿、金町、東金町(1・3~4・6~7丁目)
新小岩保健センター 葛飾区西新小岩 4-33-2 (にこわ新小岩) ☎03-3696-3781	新小岩、東新小岩、西新小岩、奥戸(1~8丁目)、細田(2丁目)
水元保健センター 葛飾区東水元 1-7-3 ☎03-3627-1911	東金町(2・5・8丁目)、水元、東水元、南水元、西水元

※お住まいによって、担当の保健センターが異なります。

2 精神保健福祉相談（こころの健康相談）

東京都立精神保健福祉センターは、こころの悩み、精神疾患や障害に関するさまざまなご相談を受け付けています。

ご相談は無料です。ご相談に関する秘密は厳守致します。

こころの電話相談 ☎03-3844-2212

年末年始、祝休日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

▼下記の専門相談も実施しています。

アルコール・薬物・ギャンブル等の問題についての相談、思春期・青年期相談

まず「こころの電話相談」にお電話ください。

電話でお話を伺い、必要な場合は面接相談をいたします。

出典：東京都福祉局ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/sitaya/seishin>



3 夜間こころの電話相談

東京都では、夜間こころの電話相談を実施しています。

精神的な問題で困った時や、よく眠れない、やる気がでない、死にたくなるなどつらい時は気軽にご利用ください。

専門の相談員が対応します。

夜間こころの電話相談 ☎03-5155-5028

毎日、午後5時から午後10時まで（受付は午後9時30分まで）

出典：東京都福祉局ホームページ

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/sodan/kokoro_tel



4 こころの体温計



最近、こころや体の疲れを感じていませんか？

パソコンやスマホでいつでも気軽にストレス度や落ち込み度をチェックできる「こころの体温計」をご利用ください。

左記QRコードもしくは区ホームページからアクセスできます。

[葛飾区ホームページ](#)

トップページ > 暮らしのガイド > 健康・医療・衛生 > こころの健康 > 「こころの体温計」（メンタルセルフチェック）

5 精神科夜間休日救急診療

夜間や休日に急に具合が悪くなったとき、病院や診療所が休診で、相談できるところがない場合に利用できる制度です。

〈利用方法〉

- ①東京都保健医療情報センター（ひまわり）に電話でご相談ください。
☎03-5272-0303
- ②（精神科の受診相談を希望される場合）精神科救急医療情報センターに転送され、専門職員が状況をお聞きします。
- ③（受診の必要性があると判断された場合）精神科救急の病院・診療所と連携を取り、受診先のご案内をします。

〈利用時の注意点〉

- ・受診先へ行くのは、本人又は家族の方で行っていただきます。
- ・医師の診察を経て必要性があると判断された場合、入院となります。
- ・夜間休日救急のうち、都立及び公社の4病院（墨東病院、豊島病院、松沢病院、多摩総合医療センター）に入院した場合、緊急医療用のベッド確保のため、原則として翌日以降に他の民間病院へ転院となります。
なお、転院先については、当番制で決まっています。
- ・精神科救急医療情報センターで受ける相談は、医療を必要とする方にできる限り早く医療を確保するための救急医療相談です。長時間にわたって、こちらの相談を行うものではありません。

6 精神科・心療内科 医療機関名簿

この名簿は各医療機関へのアンケート調査で掲載を希望された医療機関のみ掲載しています。

冊子については、都庁第一本庁舎3階南側の「都民情報ルーム」
（☎03-5388-2276）及び一部書店にて販売しております。
購入については、「都民情報ルーム」にお問い合わせください。
※発行は隔年です。

出典：東京都福祉局ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/chusou/chosatokei/6iryokikan>
各区の医療機関名簿をダウンロードしていただけます。



7 「わたしの便利帳」 抜粋 関連情報をお届けします

2024～2027年 かつしか わたしの便利帳

【配布場所】

広報課（区役所 2 階 211 番）、区民事務所、区民サービスコーナーなど
転入される方には、区民事務所・戸籍住民課で転入手続きの際にお渡しします。

各項目の詳細を区ホームページで簡単に検索・閲覧できる「便利帳コード」が利用できます。便利帳コードを、区ホームページの検索ボックスに入力すると、便利帳にある情報の詳細をご覧になれます。

※「2024～2027年 かつしか わたしの便利帳」から抜粋した関連情報は、現在までに内容に変更が生じている可能性があります。詳細や最新の情報は区ホームページをご覧ください。

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所 2 階 211 番窓口
☎03-5654-8116 FAX：03-5698-1502 広報課広報係



区役所などの施設

区役所などの施設



区役所

Qwb 001

立石5-13-1 ☎03-3695-1111(代表)

【窓口受付日時】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時

ただし、指定金融機関(みずほ銀行窓口)は午前9時～午後3時です。

【水曜夜間延長窓口】 水曜日(祝日を除く)は、業務の一部を午後7時30分まで行っています。

【休日開庁日】 毎月1回(第4または第5日曜日)は、業務の一部を午前9時から正午まで行っています。

水曜夜間延長窓口および休日開庁日の取扱業務については、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【夜間・休日窓口】 区役所閉庁時は、業務の一部を行っています(84ページ)。

【交通】 駐車場あり

京成立石駅徒歩7分・青砥駅・お花茶屋駅徒歩10分
都バス(草39・錦37・上23出入)「青戸車庫前」下車徒歩5分
京成バス(新小53)・京成タウンバス(有57・有70・綾02・新小52乙)「葛飾区役所」下車



新館

7階
701 会議室 705 会議室
702 会議室 706 会議室
703 会議室 707 保育課・子ども子育て計画担当課
704 契約管財課

6階
603 情報システム課 607 財政課
604 総合庁舎整備担当課 608 政策企画課
605 施設維持課

5階
503 危機管理課
504 総務課
区長室・副区長室・秘書課・庁議室

4階
子育て支援のこと
保育園・子どもの手当・親子(母子)健康手帳の交付など
401 子育て支援窓口
405 地域振興課 407 放課後支援課
406 地域教育課 だれでもトイレ

3階
306 建築関連総合窓口
301 調整課 305 建築課
302 都市計画課 307 住環境整備課
303 道路管理課 だれでもトイレ
304 区政情報コーナー

2階
高齢者支援・身体障害者支援・知的障害者支援・介護保険のこと
201 福祉総合窓口 だれでもトイレ
障害者基幹相談支援センター

1階 食堂

本館

409 リサイクル清掃課 421 道路建設課
410 環境課 423 交通政策課
416 監査事務局 424 都市計画課
418 施設管理課・営繕課

小学校・中学校のこと
427 教育総務課/教育指導課 428 学務課
430 生涯学習課 教育委員会室
434 選挙管理委員会事務局 授乳室

国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金のこと 315 国保年金課
住民税・軽自動車税・バイクのこと 321 税務課
320 322 収納対策課
311 福祉管理課 312 暮らしのまるごと相談課 335 DX推進課

東京都葛飾都税事務所
固定資産税課
不動産に関すること 326 327 328 333
償却資産に関すること 334

戸籍・住所変更のこと・おくやみコーナー
217 戸籍住民課
209 区民相談室 215 みずほ銀行
211 広報課 234 西生活課
すぐやる課
214 会計管理課 総合案内(2階)

東京都葛飾都税事務所
都税相談 229 総務課
納税証明・納税相談・法人などの申告
231 232 233 徴収課
区民ホール だれでもトイレ

総合案内(1階) 証明写真コーナー

(令和6年4月1日現在)

区民事務所

Qwb 035

【窓口受付日時】

区民事務所 (新小岩区民事務所を除く)

月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時
毎週水曜日は午後7時まで (祝日を除く)

新小岩区民事務所

▷月～金曜日 / 午前8時30分～午後7時30分 (月末 (水曜日の場合は前日) は午後5時まで)
▷土・日曜日 (第3土曜日と翌日曜日を除く)、祝日 (年末年始を除く) / 午前8時30分～午後5時
(上記の他、受付時間の短縮や、別途閉庁する場合があります。詳しくは区ホームページをご覧ください)

【取扱業務】

- ▷ 転入・転出・転居の手続き
- ▷ 住民票の写し、戸籍謄・抄本、身分証明書の交付
- ▷ 広域交付住民票の交付
- ▷ 個人の印鑑登録・証明書の交付
- ▷ マイナンバーカード・公的個人認証の手続き
- ▷ 出生・死亡届、出生・死亡届出受理証明
- ▷ 死体(埋)火葬許可証・区民葬儀券の交付
- ▷ 住民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)の支払い
- ▷ 住民税・森林環境税の課税・納税(軽自動車税(種別割)含む)証明書の交付
- ▷ 国民健康保険・後期高齢者医療制度の届け出、保険料の支払い
- ▷ 国民年金の届け出
- ▷ 介護保険の届け出、保険料の支払い
- ▷ 犬の登録、注射済票の交付
- ▷ 小・中学校の転・入学手続き
- ▷ 自動車臨時運行許可証の発行
- ▷ 児童手当申請の受け付け
- ▷ 乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請の受け付け
- ▷ かつしか出産応援給付金申請の受け付け

- ▷ 精神・難病・母子保健医療費公費負担事業の申請の受け付け (高砂・堀切区民事務所のみ)

※新小岩区民事務所での平日夜間(午後5時以降)や、土・日曜日、祝日の業務については取り扱えない業務があります。詳しくは区ホームページをご覧ください。

戸籍の届出用紙は、出生届・死亡届・婚姻届・転籍届のみ区民事務所に置いてあります。その他、離婚届などの用紙は、戸籍住民課に置いてあります。

▶ 金町区民事務所

▶ 東金町1-22-1 金町地区センター内
☎03-3607-0012

【交通】 JR金町駅北口 徒歩3分

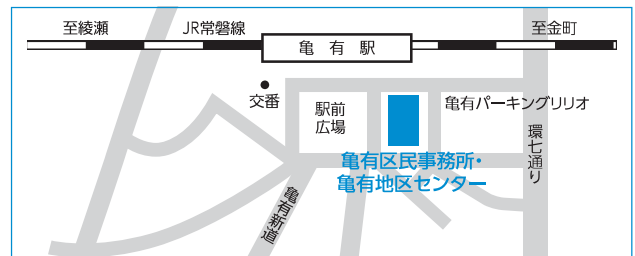


▶ 亀有区民事務所

▶ 亀有3-26-1 リリオ館7階 ☎03-3601-6791

【交通】 亀有駅南口駅前

バイク・自動車の駐車料金は有料です。



▶ 新小岩区民事務所

▶ 新小岩1-45-1 JR新小岩南口ビル6階えきこわ内 ☎03-6231-4950

【交通】 新小岩駅南口直結 (案内図は72ページ)

▶ 高砂区民事務所

▶ 高砂3-1-39 高砂地区センター内
☎03-3659-3336

【交通】 京成高砂駅南口 徒歩10分

京成タウンバス(小54)「高砂駅」下車 徒歩10分

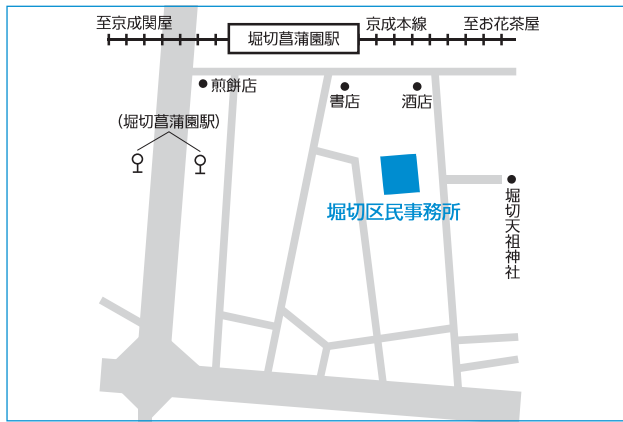


▶ 堀切区民事務所

▶ 堀切3-8-5 堀切地区センター内

☎03-3693-4184

【交通】 堀切菖蒲園駅 徒歩2分
京成タウンバス(新小51)「堀切菖蒲園駅」下車 徒歩2分

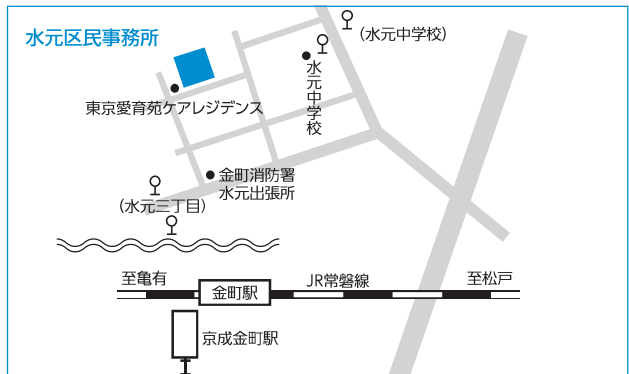


▶ 水元区民事務所

▶ 水元3-13-22 水元地区センター内

☎03-3607-4208

【交通】 京成バス(金61)「水元中学校」下車 徒歩3分
(金62)「水元三丁目」下車 徒歩3分



区役所などの施設



区民サービスコーナー

Qwb 035

区民サービスコーナーの取扱業務

【窓口受付日時】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時

【取扱業務】

- ▷ 住民票の写し、戸籍謄・抄本、身分証明書の交付
 - ▷ 個人の印鑑登録証明書の交付
 - ▷ 住民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)の支払い
 - ▷ 住民税・森林環境税の課税・納税(軽自動車税(種別割)含む)証明書の交付
 - ▷ 国民健康保険料の支払い
 - ▷ 後期高齢者医療保険料の支払い
 - ▷ 介護保険料の支払い
- 転居・転出・転入届の手続きや、印鑑登録の手続きは行っていません。

▶ 柴又区民サービスコーナー

▶ 柴又1-38-2 柴又地区センター内

☎03-3607-0397

【交通】 柴又駅 徒歩3分
京成タウンバス(小54)「柴又一丁目」下車 徒歩1分



▶ 南綾瀬区民サービスコーナー

▶ 堀切6-28-5 南綾瀬地区センター別館内

☎03-3601-6241

【交通】 京成バス・京成タウンバス(綾01・有01)「南綾瀬地区センター」下車
(新小51)「堀切中央病院」下車 徒歩4分

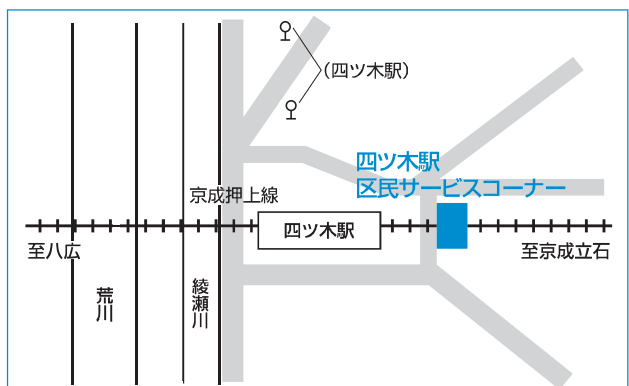


▶ 四ツ木駅区民サービスコーナー

▶ 四つ木1-15-1 四ツ木駅高架下

☎03-3697-1790

【交通】 四ツ木駅 徒歩1分
京成タウンバス(新小52・52乙)「四ツ木駅」下車 徒歩3分





区民サービススポット Qwb 036

▶ 新小岩北区民サービススポット

➡ 東新小岩6-21-1 新小岩北地区センター内
☎03-6231-4950(新小岩区民事務所)

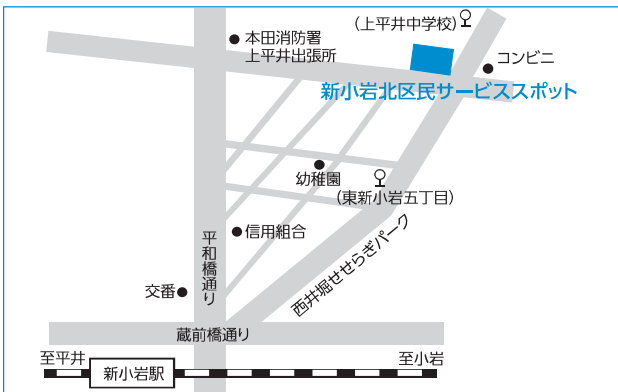
【窓口受付日時】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時

【取扱業務】

- ▷ よろず相談(区の手続きに関する相談)
- ▷ 証明書発行機での「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「住民税・森林環境税の課税・納税証明書」の交付(マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方のみ)、戸籍証明書(本籍地および住所地が葛飾区の方の戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し)の交付(マイナンバーカードをお持ちの方のみ)

※住所の異動や窓口での証明書交付手続きは行えません。

【交通】 新小岩駅 徒歩15分



健康部(保健所)・青戸保健センター (健康プラザかつしか内) Qwb 077

➡ 青戸4-15-14 ☎03-3602-1222

➡ 地域保健課 ☎03-3602-1231

➡ 生活衛生課 ☎03-3602-1242

➡ 健康推進課 ☎03-3602-1268

➡ **保健予防課 ☎03-3602-1274**

➡ 青戸保健センター ☎03-3602-1284

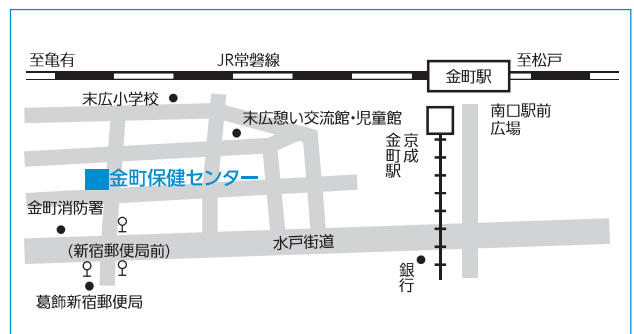
▶ 金町保健センター Qwb 078

➡ 金町4-18-19 ☎03-3607-4141

【交通】 JR・京成金町駅 徒歩13分

都バス(草39)・京成タウンバス(小54)「新宿郵便局」

下車 徒歩3分



▶ 新小岩保健センター Qwb 079

➡ 西新小岩4-33-2 にこわ新小岩内
☎03-3696-3781

【交通】 新小岩駅 徒歩8分

京成バス(新小53)・京成タウンバス(新小51・52・52乙)「巽橋」下車 徒歩6分

(案内図は72ページ)

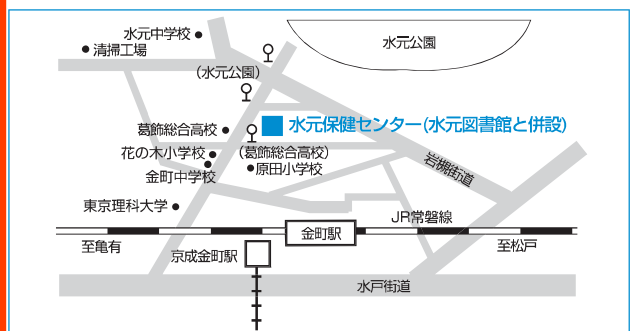
▶ 水元保健センター Qwb 080

➡ 東水元1-7-3 ☎03-3627-1911

【交通】 JR・京成金町駅 徒歩17分

京成バス(金62)「葛飾総合高校」下車 徒歩2分

京成バス(金61)「水元公園」下車 徒歩3分

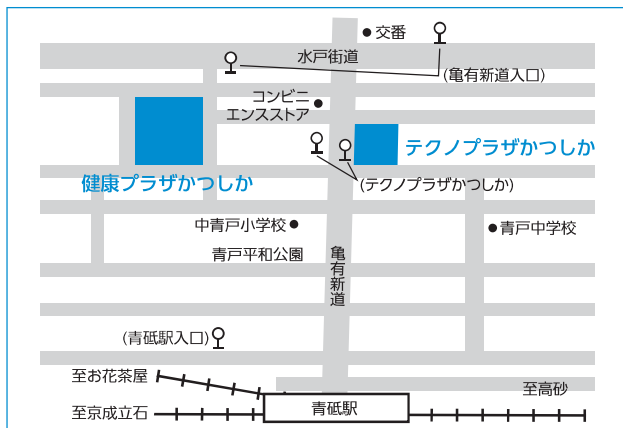


健康プラザかつしか Qwb 005

➡ 青戸4-15-14 ☎03-3602-1222

地域保健の拠点である「健康部(保健所)」、乳幼児健診業務や健康相談を行う「青戸保健センター」、子どもと家庭の総合的な相談を行う「子ども総合センター」の複合施設です。

【交通】 青砥駅 徒歩15分・駐車場あり
京成バス(新小53)・京成タウンバス(新小52乙)「テクノプラザかつしか」下車 徒歩3分
都バス(草39)「亀有新道入口」下車 徒歩5分



子ども総合センター Qwb 124 ページ参照

にこわ新小岩

Qwb 741

西新小岩4-33-2 ☎03-3696-0080

地域活動センター、子ども発達センター、保健センター、子ども未来プラザ、保育園の機能が一体となった複合施設です。

【交通】 新小岩駅 徒歩8分

京成バス(新小53)・京成タウンバス(新小51・52・52乙)「巽橋」下車 徒歩6分



新小岩地域活動センター ☎ 159ページ参照

子ども発達センター新小岩分室 ☎ 121ページ参照

新小岩保健センター ☎ 68ページ参照

子ども未来プラザ西新小岩 ☎ 125ページ参照

上平井保育園 ☎ 190ページ参照

ウィメンズパル

Qwb 003

立石5-27-1

消費生活センター、男女平等推進センター(人権推進課)、障害者就労支援センターの複合施設です。

【交通】 有料駐車場あり

お花茶屋駅 徒歩10分

京成立石駅 徒歩13分 青砥駅 徒歩13分

都バス(草39)「白鳥1丁目」下車 徒歩1分



消費生活センター ☎ 157ページ参照

男女平等推進センター ☎ 166ページ参照

障害者就労支援センター ☎ 105ページ参照

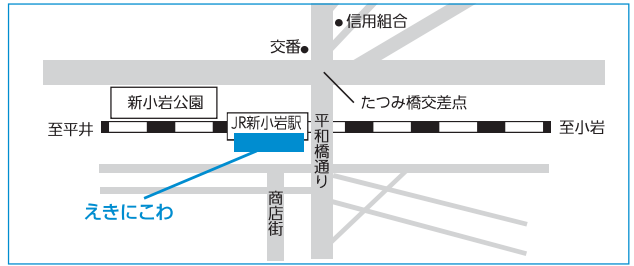
えきにこわ

Qwb 742

新小岩1-45-1 JR新小岩南口ビル6階 ☎03-6231-4952

区民事務所、地域活動センター、図書サービスカウンターの機能が一体となった施設です。新小岩地域活動センター別館内には、多目的ひろば、多文化共生と地域活動に関するコーナー、ワーク&スタディブースがあります。

【交通】 新小岩駅南口直結



新小岩区民事務所 ☎ 66ページ参照

新小岩地域活動センター別館 ☎ 207ページ参照

新小岩図書サービスカウンター ☎ 71ページ参照

ウェルピアカつしか

Qwb 002

堀切3-34-1 ☎03-5698-1301

葛飾区障害者福祉センター、葛飾区社会福祉協議会、かつしかボランティア・地域貢献活動センター、葛飾区成年後見センターが一体となった施設です。葛飾区障害者福祉センター(障害者施設課)内には子ども発達センター、障害者生活介護事業所、地域活動支援センター、自立訓練事業所があります。

地域福祉の拠点として、障害者の自立および社会参加の支援を行っています。

【交通】 堀切菖蒲園駅・お花茶屋駅 徒歩13分

京成タウンバス(新小51)「堀切中学校」または「堀切二丁目」下車 徒歩3分



子ども発達センター ☎ 121ページ参照

障害者生活介護事業所 ☎ 100ページ参照

地域活動支援センター ☎ 100ページ参照

自立訓練事業所 ☎ 100ページ参照

(社福)葛飾区社会福祉協議会 ☎ 158ページ参照

葛飾区成年後見センター ☎ 114ページ参照

かつしかボランティア・地域貢献活動センター ☎ 158ページ参照



障害のある方への支援

基幹相談支援センター Qwb 608

▶障害福祉課 ☎03-5654-8628

地域の相談支援の拠点として、保健師などの専門職員による相談や、重症心身障害者・精神障害などとの重複障害、医療的ケア児者など、解決が困難な課題を抱えている方への支援を行います。

障害の種別や年齢、障害者手帳の有無にかかわらず、ご相談ください。相談の内容に応じて適切な支援機関を紹介します。

また、成年後見制度の利用に関する支援と、虐待通報・相談も受け付けています。

手帳

身体障害者手帳 Qwb 097

▶障害福祉課 ☎03-5654-8301

身体に障害のある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

愛の手帳 Qwb 098

▶障害福祉課 ☎03-5654-8301

知的障害のある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

精神障害者保健福祉手帳 Qwb 099

▶保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

精神障害のある方(初診日から6カ月を経過)が、一定の障害にあることを証明するものです。都営交通の乗車証の発行や都内バス運賃半額割引、税の減額などの支援が受けられます。

補助・手当・支給・割引

自立支援医療(更生医療) Qwb 100

▶障害福祉課 ☎03-5654-8302

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方の、手帳に記載された障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするために必要な医療費の負担を軽減します(所得制限があります)。

自己負担は原則として医療費の1割負担です。世帯の所得水準等に応じて、1カ月当たりの負担額に上限があります。

自立支援医療費制度(精神通院医療) Qwb 101

▶保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

精神疾患を理由として通院治療を受けている方の医療費の自己負担を原則1割に軽減します(往診・デイケア・訪問看護、てんかんの診療および薬代なども対象)。世帯の所得などに応じて、1カ月当たりの負担額に上限があります。

区市町村民税が非課税世帯の方は、自己負担相当額を助成する制度があります。

18歳未満の方は、入院医療費の助成制度があります。

心身障害者医療費助成制度(障) Qwb 102

▶障害福祉課
(身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方)
☎03-5654-8301
▶保健予防課(健康プラザかつしか内)
(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)
☎03-3602-1274

健康保険に加入している身体障害者手帳1・2級(内部障害を含む場合は3級まで)または愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に、保険診療の自己負担分の医療費を助成します(所得制限があります。新規申請時65歳以上の方は対象となりません)。

住宅設備改善費の支給 Qwb 103

▶障害福祉課 ☎03-5654-8302
▶保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

一定額の範囲内で住宅設備(浴室、トイレ、玄関、居室の段差解消など)の改善費を支給します(所得制限・世帯の収入に応じて自己負担があります)。

原則、介護保険による支給が優先されます。

【対象】

- ▶下肢または体幹機能障害の程度が3級以上の方
- ▶下肢または体幹機能に障害のある難病患者の方

障害のある方への支援



各種手当

Qwb 105

➡障害福祉課 ☎03-5654-8301 ➡保健予防課(精神障害に関すること) ☎03-3602-1274

(令和6年4月1日現在)

種類	対象	支給額(月額)
心身障害者福祉手当	20歳以上65歳未満で、次のいずれかに当てはまる方 ▷身体障害者手帳 1・2級 ▷愛の手帳 1～3度 ▷脳性まひ ▷進行性筋萎縮症	1万5,500円
	65歳未満で、次のいずれかに当てはまる方 ▷身体障害者手帳 3級(20歳未満の方は1～3級) ▷愛の手帳 4度(20歳未満の方は1～4度) ▷戦傷病者手帳 特～3項症 ▷精神障害者保健福祉手帳 1級	7,750円
心身障害者福祉手当 (外出支援分)	次の障害等級の手帳を65歳未満で交付された方 ▷下記のいずれかの障害で身体障害者手帳を交付された方 ○下肢・体幹・移動機能障害1～3級 ○視覚障害1・2級 ○内部障害1級 ○下肢障害が4級以上で、上肢・内部・平衡機能障害のいずれかが3級以上 ▷愛の手帳1・2度を交付された方	2,500円
特別障害者手当	20歳以上で、著しい重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護が必要な方(所定の診断書で判定します)	2万8,840円
障害児福祉手当	20歳未満で、重度の障害があるため日常生活で常時介護が必要な方(所定の診断書で判定します)	1万5,690円
福祉手当 (経過措置)	昭和61年3月31日現在、改定前の福祉手当を継続して受給している方	1万5,690円
重度心身障害者手当	65歳未満で、心身に重度の障害があるため、日常生活において常時複雑な介護が必要な方(東京都心身障害者福祉センターで判定)	6万円
重度心身障害者 特別給付金	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方で、次のいずれかに当てはまる方のうち、障害基礎年金等の受給資格が得られなかった方 ▷昭和57年1月1日前に満20歳以上に達していた在日外国人の方(平成4年10月1日前に外国人登録をしている方)で、同日前に障害者であった方 または同日以後に障害者となったが同日前に障害発生原因の初診日がある方 ▷満20歳以上で昭和61年4月1日前に障害者と認定された方で、障害発生原因の初診日の前月までの厚生年金被保険者期間が6カ月未満または共済組合員期間が1年未満の方 ▷満20歳以上で昭和61年4月1日前の海外滞在中に障害発生原因の初診日がある方	3万500円

本人や扶養義務者などの所得制限があります。施設に入所している方、3カ月を超えて入院している方、他の手当を受給している方などは、手当の支給ができない場合があります。難病患者福祉手当は95ページをご覧ください。

障害のある方への支援



NHK受信料の減免

Qwb 106

- ➡障害福祉課
(身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方)
☎03-5654-8301
- ➡保健予防課(健康プラザかつしか内)
(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)
☎03-3602-1274

該当する障害者の方(※1)が世帯主で受信契約者の場合、受信料が半額免除になります。

世帯構成員(※2)全員が住民税非課税の場合、受信料が全額免除になります。

(※1) 視覚・聴覚障害者、重度の身体・知的・精神障害者・戦傷病者

(※2) 身体・知的・精神障害者がいる世帯

障害者団体の社会参加経費の補助

Qwb 107

- ➡障害福祉課 ☎03-5654-8301

見学などを実施する際のバス借上費または行事・研修などの開催経費のいずれかの一部を補助します(年1回のみ)。

軽自動車税の減免

83ページ

身体障害者補助犬の給付

Qwb 104

- ➡障害福祉課 ☎03-5654-8302

都内におおむね1年以上居住する18歳以上の方に、補助犬を適切に利用、飼育できることなどの条件で、盲導犬(視覚障害1級)・介助犬(肢体不自由1、2級)・聴導犬(聴覚障害2級)を給付します(飼育費などは自己負担・所得制限があります)。

自動車についての補助

➡ 障害福祉課 ☎03-5654-8301

種類	対象	内容
自動車運転免許取得費の補助 🔍wb 108	区内に3カ月以上居住し、身体障害者手帳1～3級をお持ちの方(ただし内部障害は4級以上、下肢または体幹に係る障害は5級以上で歩行が困難な方)か、愛の手帳1～4度をお持ちの方。本人の所得税額による制限があります。	第1種普通自動車免許の取得のために教習所などで教習を受けるときの費用の一部を補助します(教習所を卒業または退所した日から3カ月以内の申請に限ります)。
自動車改造費の補助 🔍wb 108	区内に3カ月以上居住し、上肢・下肢または体幹に係る障害で身体障害者手帳1・2級をお持ちの方。本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の所得制限があります。	自らが所有し、運転する自動車の操向・駆動装置の一部を改造する場合、改造費の一部を補助します(改造した日から3カ月以内の申請に限ります)。

当該補助またはほかの同種の補助などを受けた方を除きます(一部例外あり)。

種類	対象	内容
有料道路の割引 🔍wb 453	次のいずれかに当てはまる場合 ▷第2種身体障害者手帳をお持ちの方が自分で運転する乗用車 ▷第1種身体障害者手帳・愛の手帳1・2度をお持ちの方を乗せて介護者が運転する乗用車	事前登録により、5割引で利用できます。本人や家族が所有する乗用車を登録する方法と、自動車登録なしで利用する方法があります。

障害のある方への支援



交通機関を利用するときの援助

➡ ①～⑤ / 障害福祉課 ☎03-5654-8301 ⑥ / 保健予防課 ☎03-3602-1274

種類	対象	内容
① 鉄道・旅客船 🔍wb 109	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方と介護者	▷第1種心身障害の方が、介護者の付き添いで利用する場合、本人と介護者ともに全線5割引(普通乗車券・普通乗船券・定期券・回数券・急行券)になります。 ▷第1種心身障害の方が単独で、または第2種心身障害の方が利用する場合、JR線・連絡社線片道100kmを超える区間の普通乗車券・普通乗船券が5割引になります。 旅客船の割引率は距離や船室によって異なります。
② 都営交通 🔍wb 454	身体障害者手帳・愛の手帳・戦傷病手帳・被爆者手帳をお持ちの方	都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します(申請には手帳が必要です)。
③ 民営バス(都内) 🔍wb 455	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方と介護者	本人は手帳を提示すると普通乗車券が5割引になります。定期券割引購入申込書(3割引)と介護人付割引証は、障害福祉課で交付します(申請には手帳が必要です)。
④ タクシー(都内) 🔍wb 456	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方	タクシーを利用するとき、手帳を提示すると料金が1割引になります。
⑤ 航空 🔍wb 457	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方と介護者	12歳以上の第1種心身障害の方と介護者(1人)、または第2種心身障害の方が定期航空路線の国内線を利用する場合に割引があります(割引率は航空会社や路線によって異なります)。
⑥ 鉄道・旅客船・都営交通・民営バス(都内)・タクシー(都内)・航空 🔍wb 099	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と介護者	対象者や割引率などは各事業者によって異なります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

障害者サービス

障害者生活介護事業所 Qwb 111

📍堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内
☎03-5698-1329 📄72ページ

日常生活上の介護・支援、創作活動などの機会の提供や、身体能力・日常生活能力の維持向上に向けた支援を行います。

【対象】

- ▷常時介護が必要な18歳以上の身体障害または知的障害のある方
- ▷障害支援区分3以上(50歳以上は障害支援区分2以上)の方

【開館(利用)日時】

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後3時30分のおおむね6時間

【費用】

収入に応じた利用者負担があります。

【通所方法】

バス送迎あり。

地域活動支援センター Qwb 712

📍堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内
☎03-5698-1336 📄72ページ

知的障害・身体障害・高次脳機能障害・失語症のある方を対象にしたデイサービス、障害者パソコン講習会、中途視覚障害者を対象にした生活講座などを行います。

【対象】

18歳以上の知的障害・身体障害・高次脳機能障害や失語症のある方

【開館(利用)日時】

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後3時

【費用】

1回につき100円～280円

【通所方法】

公共交通機関などをご利用ください。

自立訓練事業所 Qwb 112

📍堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内
☎03-5698-1336 📄72ページ

身体障害・高次脳機能障害・失語症のある方を対象にした社会リハビリテーション(機能訓練・生活訓練)などを行います。機能訓練は1年6カ月間、生活訓練は2年間利用できます。

【対象】

- ▷18歳以上の身体障害、高次脳機能障害、失語症のある方など
- ▷区審査会で受給決定された方

【開館(利用)日時】

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後3時

【費用】

所得に応じた利用者負担があります。

【通所方法】

公共交通機関を利用できない方にバス送迎あり。

障害児・者の歯科診療 (ひまわり歯科診療所) Qwb 113

📍健康推進課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1268

心身の障害などにより、一般の歯科医院で歯科診療を受けることが困難な方を対象とした歯科診療施設です。電話で予約してください。

【予約先】

かかりつけ歯科医紹介窓口
☎03-3690-5209

【予約受付日時】

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～正午、午後1～4時

【診療日時】

土曜日/午後1時30分～4時30分
日曜日/午前9時～正午

【所在地】

青戸7-1-20 葛飾区歯科医師会館内



障害者総合支援法による福祉サービス

Qwb 114

身体・知的障害のある方

精神障害のある方、難病などの方

☎障害福祉課

☎03-5654-8302

☎保健予防課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1274

身体障害、知的障害、精神障害、難病など、障害の種類に関係なく利用できます。

所得に応じて1カ月当たりの負担に上限額が設定されています。

利用方法など、詳しくは担当窓口にご相談ください。

障害者総合支援法の対象となるサービス

	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動が著しく困難な障害者で常に介護が必要な方に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動が困難な方に、外出時において移動の援助、その他必要な援助を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時における移動中の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のうち、介護の必要度が著しく高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護および介護を行います。
	生活介護	常に介護が必要な方に、昼間において施設で、入浴や排せつ、食事などの介護と創作的活動、生産活動などの機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所している方に対して主に夜間において入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間にわたり身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間にわたり、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	一般の企業などで働くことが困難な方に、就労の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労を継続することができるように、企業や自宅などへの訪問や必要な連絡調整などを行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問など必要な支援を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	主として夜間に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
相談支援	計画相談支援	福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画書の作成やモニタリングを行います。
	地域移行支援	障害者支援施設などに入所している方が地域生活に移行できるよう、住居の確保や新生活の準備などの支援を行います。
	地域定着支援	障害者施設や病院などから退所・退院した方の地域生活が定着するよう、相談などの支援を行います。

障害のある方への支援



児童福祉法による福祉サービス

Qwb 617

➡障害福祉課(身体・知的障害のある方) ☎03-5654-8628

保護者の方の所得に応じて1カ月当たりの負担に上限額が設定されています。

利用方法など、詳しくは担当窓口にご相談ください。

児童福祉法の対象となるサービス

	サービスの名称	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。また、医療的ケアが必要な障害児に地域支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などのために、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学障害児に放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。
	保育所等訪問支援	保育園などを利用している障害児(これから利用する障害児)の保育所などに支援員が訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児の通所支援などの利用にあたり、障害児支援利用計画書の作成やモニタリングを行います。

日常生活の援助

Qwb 117

➡障害福祉課 ☎03-5654-8301

種類	対象	内容	費用
おむつの支給	3歳以上65歳未満で、失禁状態などにある、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方が、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方(生活保護受給者や施設入所者などを除く)。本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の所得制限があります。	紙おむつや尿とりパッドなどをご自宅へ配送します。入院などにより区が支給するおむつが使えない方には、使用料(1カ月9,000円を限度)を補助します。	
出張理美容サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の方で、外出が困難な在宅の方	理容師または美容師が、自宅にお伺いして、調髪やカットなどをします(年6回以内・付添人が必要です)。	1回500円の自己負担があります。
寝具乾燥消毒サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の在宅の方で、障害者のみの世帯または障害者を除く同居家族が65歳以上の世帯で、本人および家族などが障害などで寝具が干せない方	自宅にお伺いして、寝具を一時お預かりし、乾燥消毒(年11回)と水洗い乾燥消毒(年1回)を行います。	本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により、自己負担があります。
配食サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～4度をお持ちの65歳未満の在宅の方で、ひとり暮らしや同居家族が65歳以上の世帯、日中は障害者のみになる世帯で、外出が困難で食事の準備が難しい方	自宅に昼食・夕食のお弁当をお届けします。糖尿病食などの選択もできます。お届けする曜日・食数は希望に応じて変更可能です。	1食当たりの自己負担額は、本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況やお弁当の種類により異なります。
重度脳性まひ者介護事業	20歳以上の在宅の方で、脳性まひによる身体障害者手帳1級をお持ちの単独で屋外活動することが困難な方。ただし、障害者総合支援法による障害福祉サービス(短期入所を除く)や介護保険制度の訪問介護・通所介護の利用者を除きます。	障害者の介護者が、屋外への手引き・同行・その他必要な用務などを行った際、介護者へ手当を支給します。 【支給額】1回につき6,560円(1日1回、月12回を限度)介護者は障害者が家族の中から推薦します。	
見守り型緊急通報システム	18歳以上65歳未満の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度をお持ちの方で、都の指定する難病に認定されている方で、一人暮らしか日中または夜間に障害者のみになる世帯の方	無線通報機・火災感知器・ガス漏れ感知器・生活リズムセンサーなどを設置します。異変があると、区と契約する警備会社に通報され、警備員が必要な措置をとります。	本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により、自己負担があります。

障害のある方への支援



➔障害福祉課 ☎03-5654-8302

種類	対象	内容	費用
巡回入浴サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度をお持ちの在宅の方で、家庭での入浴が困難な方(介護保険制度で入浴サービスを受けられる方を除く)	自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助をします(年52回以内・付添人が必要です)。	利用者本人と扶養義務者の住民税課税状況により、自己負担があります。
緊急一時保護	(1) 身体障害者手帳1～2級・愛の手帳1～4度の交付を受けた方 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、脳性まひ・進行性筋萎縮症を有する方(就学児以上65歳未満)	介護者が、病気・冠婚葬祭・休養などで、一時的に障害のある方を介護できない場合に、施設(事前に登録が必要)でお預かりします(月7日まで。休養は年度内3日まで)。	所得により、一部自己負担があります(食費は実費負担)。

➔障害福祉課 ☎03-5654-8628

種類	対象	内容	費用
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	(1) 重度の知的障害者(愛の手帳1・2度程度)かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度で自ら歩行ができない)の方で、18歳到達前にその状態になった方 (2) (1)に該当しないが、医療的ケアが必要な18歳未満の障害児	訪問看護事業所の看護師が自宅を訪問し、家族などが行っている医療的ケアを、1回につき2～4時間行います(年間24回を超えない範囲で月4回が上限)。	所得により、一部自己負担があります。

➔障害福祉課 (身体・知的障害のある方) ☎03-5654-8302

➔保健予防課(健康プラザかつしか内) (精神障害や難病などのある方) ☎03-3602-1274

種類	対象	内容	費用
補装具費の支給と修理、借受け 🔍wb 458	身体障害者手帳をお持ちの方および難病患者など(18歳以上の方は所得制限あり)	補聴器・義肢・車いす・視覚障害者安全つえなどの補装具費を支給します(事前に判定が必要)。	原則、1割の自己負担があります。
日常生活用具費の支給 🔍wb 459	身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方および難病患者など(18歳以上の方は所得制限あり)	特殊寝台・入浴補助具・屋内信号装置・音声式時計・頭部保護帽などの生活用具費を支給します。	

介護保険に該当する場合は、介護保険の給付・貸与が優先です。

葛飾区成年後見センター

114ページ

家事援助サービス

しあわせサービス(158ページ)

生活支援ボランティア

158ページ

都立・民間の障害者通所施設 🔍wb 120

ダイヤルガイド(187ページ)

身体障害者・知的障害者相談員 🔍wb 121

➔障害福祉課 ☎03-5654-8302

心身に障害のある方や、保護者からの相談に、区の委託を受けた相談員が応じ、援助を行います。

移送サービス(ハンディキャブ運行)

158ページ

リフト付タクシー等事業者のご案内 🔍wb 122

➔障害福祉課 ☎03-5654-8301

車いすを使用している方やねたきりなどの状態の方が利用できるリフト付タクシーの所有事業者・団体の一覧表を用意しています。一覧の中からご利用に合った事業者を選び、予約・利用してください。料金などは事業者ごとに異なります。



広報かつしか点字版・ デージー(CD)版

Qwb 128

☎ 広報課 ☎03-5654-8116

希望する方に無料で送付します。

区議会だより点字版・デージー(CD)版

☎ 区議会事務局 ☎03-5654-8508

希望する方に無料で送付します。

葛飾社協だより点字版・デージー(CD)版

☎ (福)葛飾区社会福祉協議会
☎03-5698-2411

希望する方に無料で送付します。

ヘルプマーク・ヘルプカード Qwb 501

☎ 障害福祉課 ☎03-5654-8302

ヘルプマークとは、外見からわからなくても配慮が必要なことを周囲の方に知ってもらうためのマークです。

ヘルプカードとは、障害のある方が日常生活や緊急時に周囲の支援を求めるためのカードです。

【配布窓口】

障害福祉課・障害者施設課・保健所・保健センター



点字講習・生活訓練など Qwb 745

- ☎ (福)東京ヘレン・ケラー協会点字図書館
新宿区大久保3-14-20 ☎03-3200-0987
点字講習、点字・録音図書の貸し出し
- ☎ (公社)東京都盲人福祉協会
新宿区高田馬場1-9-23 ☎03-3208-9001
スマホ・パソコン教室、訪問による歩行訓練、日常生活訓練、点字訓練
- ☎ (福)日本点字図書館
新宿区高田馬場1-23-4 ☎03-3209-0241
点字・録音図書の製作・貸し出し、図書情報の提供、視覚障害者のためのIT教室、視覚障害者用具の開発と販売、点字図書の出版など

就労支援

障害者就労支援センター Qwb 131

☎ 立石5-27-1 ウィメンズパル内
☎03-3695-2224 ☎ 72ページ

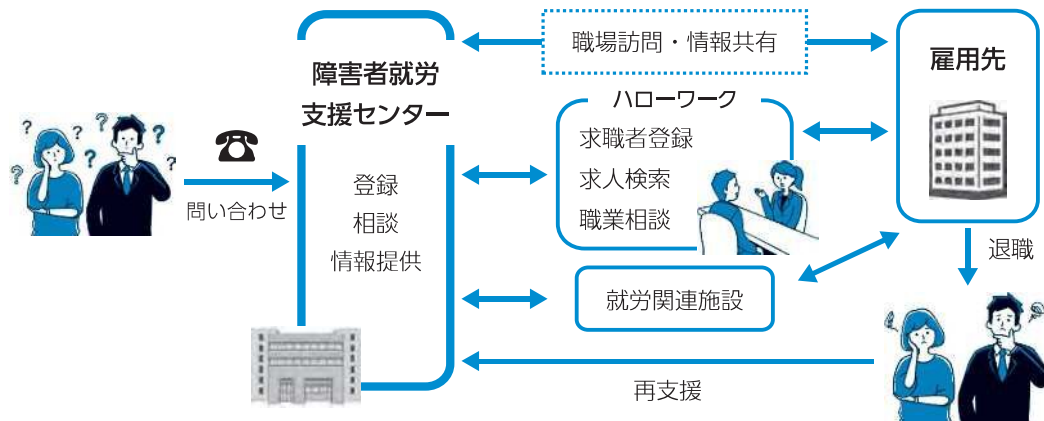
18歳以上の就労意欲のある障害のある方を対象に、仕事探しや就職活動の支援、就職後に長く働き続けるための定着支援を行います。相談や利用登録は無料です。面談は予約制です。

障害のある方への支援



障害者就労支援センターの利用について

仕事探しから就職後まで、障害のある方の就労に関する相談を受けています。





生活の援助

生活に困ったとき

生活保護

Qwb 714

- 西生活課 ☎03-5654-8284
- 東生活課(金町1-6-24 福祉事務所東庁舎内) ☎03-3607-2152

病気や失業などで生活にお困りの方の相談を受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

中国残留邦人等の方に

Qwb 178

- 東生活課(金町1-6-24 福祉事務所東庁舎内) ☎03-3607-2109

支援給付事業

「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方は、支援給付が受けられます。

自立支援通訳等の派遣

本邦に国費または自費(国費相当者)により永住帰国した中国残留邦人等とその家族(同行入国世帯)、一時帰国中の中国残留邦人等の方を対象に、公共機関などのサービス利用の際に自立支援通訳を派遣します。

配偶者支援金

永住帰国した中国残留邦人等の方を亡くした配偶者の方に、支援金を支給します。申請の要件など、詳しくはお問い合わせください。

福祉事務所東庁舎



- 金町1-6-24 ☎03-3607-2152

【受付時間】 午前8時30分～午後5時

【交通】 JR・京成金町駅 徒歩15分
都バス(草39)「新宿郵便局」下車 徒歩2分
京成バス(金01出入・金02出入)・京成タウンバス(小54)「金町営業所」下車 徒歩2分



くらしのまるごと相談

Qwb 746

- くらしのまるごと相談課 ☎03-5654-8560

福祉の専門家が、どこに相談すればよいか分からないような生活全般の困りごとの相談を受け付けています。

生活困窮者自立支援制度

Qwb 747

- 自立相談支援窓口 ☎03-5654-8625

自立相談支援

生活に関する相談に対応し、一人一人の課題に応じた支援計画を作成し自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金

離職などにより住居を喪失またはその恐れが高い方に、住居確保給付金を支給し再就職に向けた支援を行います。支給には所得等一定の要件があります。

就労準備支援事業

早期の就労に不安のある方に、就職活動のための基礎的な知識や就労に必要な能力の習得を支援します。

家計改善支援事業

家計に問題を抱える方に、相談員が家計に関する助言・指導などを行い、生活の再建を支援します。

資金貸付

生活福祉資金

Qwb 180

- (福)葛飾区社会福祉協議会(堀切3-34-1) ☎03-5698-2457

他からの借り入れが困難な低所得世帯(所得制限があります)、障害者・高齢者世帯に対し、生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした資金を1.5%の利子(連帯保証人がいる場合は無利子)で貸し付けます。条件など、詳しくはお問い合わせください。

小口生活資金

Qwb 181

- (福)葛飾区社会福祉協議会(堀切3-34-1) ☎03-5698-2457

災害・病気などの理由で一時的に生活に困った方に1世帯10万円(単身世帯5万円)以内で資金を貸し付けます。返済期間は据置期間2カ月を含め18カ月以内(無利子)です。条件など、詳しくはお問い合わせください。



その他の福祉サービス

民生委員・児童委員、主任児童委員 wb 183

福祉管理課 ☎03-5654-8244

地域の身近な相談相手として、介護や子育て、生活上の問題で困っている方々の相談に応じたり、区や関係機関との橋渡し役を務めています。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、地域の中で、福祉全般にわたり相談や支援を行っているボランティアであり、児童委員は民生委員が兼ねています。

厚生労働大臣からその任務を委嘱されており、守秘義務がありますので、相談内容や個人の秘密が他に漏れることはありません。安心してお気軽にご相談ください。



生活の援助



原爆被爆者の方に

wb 185

健康診断・手当

保健予防課(青戸4-15-14 健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

被爆者健康手帳をお持ちの方および手帳をお持ちの方の実子(被爆2世)の方の、健康診断・医療費助成・各種手当の申請などの手続きを受け付けています。

手帳の交付申請・介護保険利用助成等の手続き

東京都保健医療局疾病対策課
☎03-5320-4473

見舞金

福祉管理課 ☎03-5654-8244

被爆者健康手帳をお持ちの方で基準日(毎年6月1日)から引き続き区内にお住まいの方に支給します。申請期間は6月5日~30日で、支給は8月です。

とうきょう福祉ナビゲーション

(公財)東京都福祉保健財団
☎03-3344-8631

福祉サービスを提供する施設や事業所の情報、福祉サービス第三者評価の結果など、福祉に関するさまざまな情報を閲覧できます。

▷ファクス(事業所情報)
FAX03-6911-4717



▲ホームページ

福祉サービス第三者評価結果の閲覧 wb 184

福祉管理課 ☎03-5654-8603

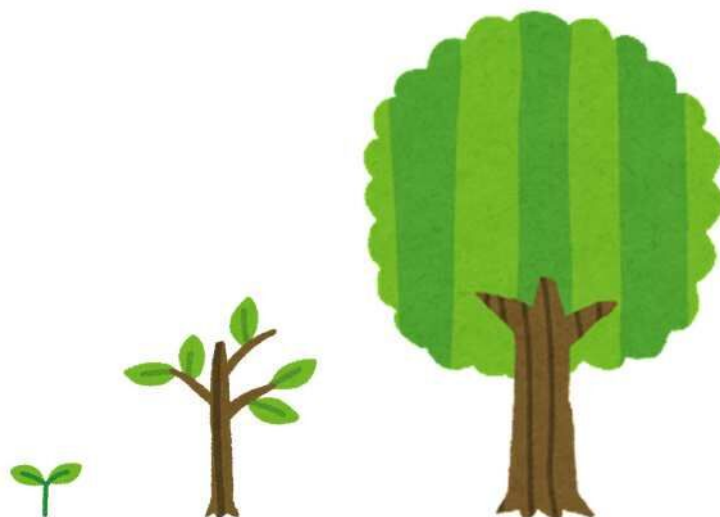
介護、障害、子育てなどについて、評価機関が事業所の福祉サービスの内容を評価した結果を閲覧できます。

- ▷特別養護老人ホームなど(介護保険課)
- ▷障害者通所施設など(障害福祉課)
- ▷保育園など(子育て支援窓口)
- ▷上記の全て(福祉管理課、区政情報コーナー)

社会福祉法人に係る情報の提供 wb 186

福祉管理課 ☎03-5654-8603

区内に主たる事務所があり、区内でのみ事業を行う社会福祉法人の情報を提供しています。



精神障害のある方とご家族のための
医療と福祉のしおり

発行 葛飾区健康部保健予防課 令和8年4月

葛飾区青戸4-15-14 ☎03-3602-1274